

令和6年3月5日（火曜日）

○出席議員（11名）

1番	三浦克欣	議員	8番	林真弥	議員
2番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
3番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
4番	池島和喜夫	議員	11番	甲部昭夫	議員
5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	田島洋子
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼総務課長	高名雅弘	農林課長	藤岡桂一
企画課長	岩田正	生活環境課長	田中智
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	学校教育課長	梅澤博
税務課長	土屋金蔵	生涯学習課長	清酒秀樹
長寿福祉課長	横井正之	情報推進課担当課長	辻口要

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山本 貴 書記 北野 勝之
議会事務局長補佐 神保 悦子

○議事日程（第1号）

令和6年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発委第1号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町一般会計補正予算)
- 報告第3号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町一般会計補正予算)
- 報告第4号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町水道事業会計補正予算)
- 報告第5号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算)
- 報告第6号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町一般会計補正予算)
- 報告第7号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町水道事業会計補正予算)
- 報告第8号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算)
- 報告第9号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町一般会計補正予算)
- 報告第10号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町水道事業会計補正予算)
- 報告第11号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算)
- 議案第45号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議案第47号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 中能登町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 中能登町水道事業給水条例及び中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第51号 令和5年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第52号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第53号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第54号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第55号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第56号 令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算
- 議案第57号 令和6年度中能登町一般会計予算
- 議案第58号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第59号 令和6年度中能登町介護保険特別会計予算
- 議案第60号 令和6年度中能登町国民健康保険特別会計予算
- 議案第61号 令和6年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第62号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第63号 令和6年度中能登町水道事業会計予算
- 議案第64号 令和6年度中能登町下水道事業会計予算
- 議案第65号 事業契約の変更について
(町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業)

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について
(健康ハウス「憩」)

議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について
(道の駅「織姫の里なかのと」)

日程第4 常任委員会付託

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和5年度中能登町議会3月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程のとおり本日から3月13日までの9日間とします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、去る1月1日発生した令和6年能登半島地震は、県下全域に甚大な被害をもたらしました。

このたびの地震により亡くられた方々に対し、哀悼の意を表するとともに、負傷された方々や避難生活を続けておられる方々に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興に向けて一步一步着実に進んでまいりたいと思います。

この際、このたびの地震により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするため、黙禱をささげたいと思います。

一同、ご起立願います。

〔一同起立〕

○議長（笹川広美議員） 黙禱。

〔黙禱〕

○議長（笹川広美議員） 黙禱を終わります。

ご着席願います。

〔一同着席〕

○議長（笹川広美議員） 諸般の報告をします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹川広美議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、4番 池島和喜夫議員、5番 澤 良一議員を指名します。

◎発委第1号

○議長（笹川広美議員） 日程第2 発委第1号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案書は、その1の3ページ及び4ページとなります。

発委第1号について提出者より趣旨説明を求めます。

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員） ただいま議題となりました議会運営委員会発委第1号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提出者として説明を申し上げます。

この条例改正は、中能登町課制条例の一部改正により、企画課と情報推進課が統合され、企画情報課に名称が変更されることに伴い、総務建設常任委員会の所管課の名称を変更する改正を行うものであります。

なお、この条例の施行期日は令和6年4月1日からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（笹川広美議員） これより、発委第1号について議質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 質疑はないものと認め、質疑を終了します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員） 次に、発委第1号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

発委第1号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案の一括上程

○議長（笹川広美議員） 日程第3

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

報告第6号 専決処分の報告について

報告第7号 専決処分の報告について

報告第8号 専決処分の報告について

報告第9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

議案第45号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第46号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第47号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第48号 中能登町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 中能登町水道事業給水条例及び中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第51号 令和5年度中能登町一般会計補正予算

議案第52号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第53号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第54号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第55号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第56号 令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第57号 令和6年度中能登町一般会計予算

議案第58号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第59号 令和6年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第60号 令和6年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第61号 令和6年度中能登町分譲宅地

造成事業特別会計予算

議案第62号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第63号 令和6年度中能登町水道事業会計予算

議案第64号 令和6年度中能登町下水道事業会計予算

議案第65号 事業契約の変更について

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について

以上の報告10件、議案23件を一括して議題といたします。

◎提案理由説明

○議長（笹川広美議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和5年度中能登町議会3月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

まず初めに、1月1日に最大震度7を観測した能登半島地震から2か月が経過しました。この地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、地震発生直後から姉妹町である三重県紀宝町をはじめ岐阜県庁、岐阜県内の市町村など全国各地の自治体や企業から多くの人的支援と支援物資のご提供をいただいておりますことに心より厚くお礼と感謝を申し上げます。

甚大な被害を受けた奥能登の市町では、現在も断水している地域が多数あり、今なお多くの方が過酷な避難生活を余儀なくされている状況であります。当町におきましても、い

まだ17名がカルチャーセンター飛翔に避難している状況であります。

奥能登の被災者の方々からは、水道の一刻も早い復旧を望む声が多くあることから、いかに水が重要で大切なものであるかを実感しております。

当町におきましては、幸いにも震災発生から2週間で水道を復旧することができましたことは、これまで進めてきた水道施設の耐震化、旧町間を結ぶ水道連絡管の整備、老朽管更新事業による効果と、過去の凍結による漏水対応の経験が生かされたものと評価しております。

今回の地震では、中能登町もこれまでにない甚大な被害を受けました。この地震による被害の状況につきましては、重傷者1名を含む2名の負傷者が出ており、半壊以上の住家がおおよそ750棟、町道の通行止めが15路線、道路の陥没などの破損箇所はおおよそ390か所、下水道管の被害延長はおおよそ15キロメートル。この他、ため池、林道、水路、農地、農業施設などにも多くの被害が出ております。

また、公共施設につきましても建物の亀裂や破損、地盤沈下等による陥没などの被害があり、一時的な修繕により利用できている施設がある一方で、安全性が確保できず、修繕にも時間がかかることから、現在も利用できない施設もあり、町民の皆様にはご不便をおかけしております。

公共施設の復旧につきましては、現状を踏まえ、今後の施設の在り方や統廃合も含め、より効果的な復旧整備ができるよう協議してまいりたいと考えております。

次に、被災されました町民の皆様に対する支援につきましては、先月末に全戸配布いたしました広報なかのと号外でもご案内しておりますが、生活再建支援金や被災住宅の解体、撤去、住まいや生活に関する各種支援制度があります。

町では、行政サービス庁舎において各種支援の手に必要な罹災証明書等の申請窓口を休日も開いておりますので、申請がまだお済みでない方は、お早めに手続をしていただきますようお願いいたします。

このほか、生活再建支援金の申請窓口や被災住宅の解体、撤去、住まいや生活に関する相談窓口も開設しておりますので、合わせてご利用いただきますようお願いいたします。

町民の皆様には、今後も何かとご不便をおかけするかとはい思いますが、何とぞご理解をいただき、一日も早い復旧・復興に向けて引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして順次ご説明をいたします。

初めに、報告第2号 令和5年度中能登町一般会計補正予算専決処分につきましては、令和5年12月22日の大雪警報に伴う町内一斉除雪の実施により、今後の除雪に係る経費が不足することから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億6,277万5,000円とし、令和5年12月22日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第3号から報告第11号までの専決処分につきましては、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震における災害対応と復旧事業に係る経費として、中能登町一般会計補正予算及び中能登町水道事業会計補正予算並びに中能登町下水道事業会計補正予算を1月1日、1月4日、2月1日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、議案第45号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、金丸体育館及び鹿西武道館の閉鎖に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者に係る令和6年度から令和8年度までの保険料の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、現在建設中のたきお住宅の設置及び町営住宅入居者の資格要件の追加により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号 中能登町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号 中能登町水道事業給水条例及び中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、水道法等による権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号 令和5年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,877万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億3,060万9,000円とするものであります。

また、第2表の繰越明許費の補正につきましては、情報管理事業のほか24の事業について、年度内の事業完了が見込めないため繰越明許費の設定を行うものであります。

第3表の債務負担行為の補正につきましては、行政事務包括業務委託、町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業について、物価高騰の影響により限度額を変更するものであります。

第4表の地方債の補正につきましては、農業農村整備事業のほか4の事業について、事業費の決算見込みにより限度額を15億4,820万円とするものであります。

補正予算の歳入で主なものは、第10款地方交付税として1億7,272万7,000円、第12款分担金及び負担金の農業費分担金として1,167万3,000円、第14款国庫支出金の総務費補助金として9,256万4,000円、第17款寄附金のふるさと応援寄附金として8,311万3,000円、第21款町債では各種事業の決算見込みにより6,110万円をそれぞれ増額するものであります。

また、第18款繰入金の基金繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金として2億5,226万1,000円を減額するものであります。

歳出では、各款における各種事業について、決算見込みにより、それぞれ増額及び減額するものであります。

次に、議案第52号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億343万3,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

次に、議案第53号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,016万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億778万2,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、介護サービス及び支援サービス等の負担金を増額するものであります。

次に、議案第54号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、予算の増減はなく、財源内訳を変更するものであります。

次に、議案第55号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、予算の増減はなく、財源内訳を変更するものであります。

次に、議案第56号 令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出それぞれ900万円を増額するもので、主なものは、下水道処理施設の維持管理に係る委託料を増額するものであります。

次に、議案第57号から議案第64号までの令和6年度の当初予算についてであります。被災者支援や町民の生活再建などに必要な施策に重点を置き、能登半島地震からの一日も早い復旧と復興を図るため、当初予算は既存事業の継続、維持、管理に必要な経常経費を中心に編成し、新規事業の展開やサービスの拡充に係る取組につきましては必要最小限にとどめております。

なお、被災者への支援を含めた災害関連経費につきましては、別途、予算措置を予定しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

まず、議案第57号 令和6年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億6,300万円とするものであります。

第2表の地方債では、各事業費の地方債限度額を総額で3億6,240万円とするものであります。

令和6年度の新たな事業としましては、第2款総務費の地方創生推進交付金事業で、共生コミッション推進事業に係る経費やリハビリ滞在型観光事業に係る経費、第3款民生費の児童福祉事務事業で、こども家庭センターの設置に係る経費、保育園運営費で、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に係る経費、第9款消防費の消防施設費で、水槽付消防ポンプ自動車の購入費、第10款教育費の学校教育事務局費で、不登校を防止するため各小学校校内にほっとルームの設置に係る経費を計上しました。

次に、議案第58号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金などの予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,756万円とするものであります。

次に、議案第59号 令和6年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、介護サービス及び支援サービス等に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,580万円とするものであります。

次に、議案第60号 令和6年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、保険給付費や国保事業費納付金などを計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,000万円とするものであります。

次に、議案第61号 令和6年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、分譲宅地「上布の郷」の買戻し特約解除に係る登記手数料を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19万8,000円とするものであります。

次に、議案第62号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、ケーブルテレビの加入促進を図り、放送

サービスの運営費や音声告知端末サービスの管理に係る経費を計上したほか、文字放送、緊急L字放送システムの更新に係る経費を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,627万5,000円とするものであります。

次に、議案第63号 令和6年度中能登町水道事業会計予算につきましては、収益的収入を5億1,562万2,000円、収益的支出を4億9,446万3,000円とし、資本的収入を9,156万5,000円、資本的支出を2億9,787万円とするものであります。

主な事業としましては、水道事業の運営費や水道管の老朽管更新事業を行うものであります。

次に、議案第64号 令和6年度中能登町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出それぞれ10億6,899万3,000円、資本的収入を9億3,973万1,000円、資本的支出を12億4,522万6,000円とするものであります。

主な事業といたしましては、下水道事業の運営費や下水処理場の統廃合計画に基づく汚水管渠整備詳細設計や下水道施設の改築更新事業、管渠耐震化事業などを行うものであります。

次に、議案第65号 事業契約の変更についてであります。令和3年9月22日に議決された町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業について、物価の変動により事業費が高騰したことから請負金額を変更するものであります。

次に、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

健康ハウス「憩」について、社会福祉法人中能登町社会福祉協議会を指定管理者に指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

最後に、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

「道の駅」織姫の里なかののについて、能登わかば農業協同組合を指定管理者に指定するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明

○議長（笹川広美議員） これより、本定例会議に上程されました報告10件、議案23件について一括して議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとされるよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第51号から議案第64号については、予算決算常任委員会に付託の予定であります。議案第51号から議案第56号までの補正予算についての質疑は7日の予算決算常任委員会で行いますので、ここでの質疑は省略します。

また、議案第57号から議案第64号までの当初予算については、説明及び質疑ともに予算決算常任委員会で行いますので、ここでの説明及び質疑は省略します。

それでは、報告第2号から報告第11号について説明を求めます。この報告10件は、地方自治法第180条の規定による報告事項であり、承認、議決を要するものではないことを申し添えておきます。

まず、報告第2号 専決処分の報告につい

て（令和5年度中能登町一般会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、（その2）の6ページから14ページとなります。

高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、6ページをお開きください。

報告第2号になります。専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度中能登町一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

それでは、次に8ページをお開きください。

令和5年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億6,277万5,000円とするもので、令和5年12月22日専決としたものです。

それでは次に、13ページをお開きください。

歳入になります。

第18款繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金として3,200万円を財源調整のため繰入を行ったものです。

歳入の説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長〔笹谷 学土木建設課長登壇〕

○笹谷 学土木建設課長 それでは、議案書14ページをお願いいたします。

歳出になります。

8款土木費、2項4目1細目除雪費で、12委託料について3,200万円の増額補正であります。

これは、昨年、令和5年12月21日から22日にかけて非常に強い寒気の流入により22日に大雪警報が発令され、町内全域の一斉除

雪を実施しました。今後も強い寒気の流入が予想されることから、除雪作業に係る委託料が不足となるため、一斉除雪1,200万円2回分、一部除雪400万円を2回分の合計3,200万円の増額であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。報告第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、報告第3号 専決処分の報告について（令和5年度中能登町一般会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、15ページから26ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書15ページをお開きください。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度中能登町一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

次に、17ページをお開きください。

令和5年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億4,972万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,250万円とするもので、令和6年1月1日専決としたものです。

次に、22ページをお開きください。

歳入になります。

第15款県支出金の民生費県負担金、災害救助費負担金として3,452万5,000円を増額したもので、1月1日に発災した能登半島地震に応急対応に要する県負担金です。

次に、第18款繰入金の基金繰入金、財政調

整基金繰入金として8億1,520万円を財源調整のため繰入れを行ったものです。

次に、23ページをお開きください。

歳出になります。

第2款総務費の災害対策費といたしまして、能登半島地震の応急対応のため職員の時間外勤務手当として3,000万円、管理職特別勤務手当として500万円を増額するとともに、特別旅費として、県外からの応援職員の宿泊費として52万円を増額するとともに、消耗品といたしまして被災した危険な箇所にカラーコーンを設置するための購入費用として503万円、燃料費として避難所の暖房のための灯油代や公用車の燃料代として40万円を増額するとともに、広報の号外やパンフレットの印刷に要した費用として印刷製本費で68万円を増額いたしました。

また、12款委託料では、能登半島地震を受けて全国から多くふるさと納税の寄附がありましたが、その事務処理について業務を委託し、受領証明書の発行の代行を依頼しましたので、委託料として260万円を増額いたしました。

なお、直近の集計ですが、ふるさと納税は件数でおおよそ1万5,300件、金額ではおおよそ7,700万円です。ご支援をいただきました皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

次に、3款民生費の災害救助費です。

災害救助に係る必要額が各課をまたいで一括で計上してありますので、総務課で説明をさせていただき、個別の項目についての質問は担当する各課にて答弁をさせていただきます。

まず、使用料及び賃借料390万円につきましては、賃貸型応急住宅、いわゆるみなし仮設住宅に対する家賃などの必要額を計上いたしました。

次に、補助金の緊急修理制度補助金2,500万円は、屋根にブルーシートなどをかける緊

急修理に要する費用を計上いたしました。

次に、扶助費の災害弔慰金500万円、災害障害見舞金250万円を計上するとともに、貸付金では災害援護資金350万円を計上いたしました。

次に、3細目の被災者応急救援費の消耗品費30万円は、罹災証明書など発行業務に要するものです。

それでは次に、24ページをお開きください。

24ページの上段の通信運搬費17万4,000円は、罹災証明書などの郵送料です。

次に、委託料で、支援物資管理等業務420万円は、全国各地から寄せられた災害支援物資を鹿西体育館に集中して受け入れたことから、受入れ時の整理や管理、物資の必要な避難所などに適時配送するために民間事業者へ委託を行ったものです。

次に、福祉避難所等開設運営1,012万4,000円、ボランティアセンター設置運営115万3,000円、温浴施設無料開放事業201万6,000円につきましては、それぞれ必要額を計上いたしました。

次に、使用料及び賃借料の災害対応車両リース料100万円は、調査などに公用車が不足したため車両をリースしたものであり、道路障害物除去機械借上料225万円につきましても、応急対応に要した機械の借り上げを行ったものです。

次に、工事請負費50万円は、町営芹川住宅にケーブルの引込み工事を行ったものです。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 田中生活環境課長
〔田中 智生活環境課長登壇〕

○田中 智生活環境課長 それでは、24ページ下段をお願いいたします。

4款2項1目2細目の災害廃棄物等処理事業で2億186万6,000円の増額補正でございます。

この細目では、災害廃棄物の収集、運搬、

処分等を適正に行うことで一日も早い復旧・復興につなげるための災害ごみ仮置場の設置、運営に必要な経費を専決処理したものでございます。

まず、10-1消耗品費の13万2,000円は、これはラピア鹿島駐車場内に設置いたしました災害ごみ仮置場で使用するためのカラーコーン等の場内での必要な経費を計上させていただきました。

続きまして、12委託料では、災害ごみ仮置場等の設置事業で7,997万円は、ラピア鹿島駐車場に設置しました仮置場内の運営に係る業務で、これは石川県産業資源循環協会との災害協定の締結に基づき委託をしたものでございます。

次に、生活ごみ仮置場等設置事業で799万7,000円の計上は、七尾のななかりサイクルセンター及びななか中央埋立場が被災により受入れ不可能となり、その代替措置として鹿西東部浄化センター内に燃えるごみの仮置きをするなど、その運営や収集、運搬、積み下ろしに係る業務委託となります。

なお、この燃えるごみの収集、運搬につきましては、名古屋市様、大阪市様の支援を受け業務を行ったほか、町内土木業者の方々にも協力をいただいたものでございます。

次に、各種仮置場交通誘導業務として500万円の計上で、仮置場周辺の県道や町道での交通誘導を行ったもので、誘導員延べ200人分の経費でございます。

次に、公費解体等事業では、自費解体の費用の積算業務として委託したもので2,099万9,000円を計上しております。

次に、13節使用料及び賃借料で254万8,000円は、生活ごみ仮置場での積み込み重機、敷き鉄板、コンテナ等の借り上げに係る経費を計上したものであります。

次に、14節工事費で132万円は、これも生活ごみ仮置場の整地、それと敷き鉄板の養生、仮設工事の工事費を計上したものでござ

います。

次に、18節負担金では8,390万円の計上でございます。

その内訳で、18-1負担金の生活ごみ区域外処理の300万円につきましては、燃えるごみの処分につきましては小松市、金沢市のほうの処分場へ持ち込んでおり、その持込み処分料として200トン分、300万円を計上しております。

次に、25ページをお願いいたします。

避難所のごみ処理等負担金といたしまして、これは45万円を計上しております。30トン分の持込み処分料となります。

その下の避難所の仮設トイレ処理負担金としては、これは15トン分、45万円の計上でございます。

その下、災害ごみ処分の負担金8,000万円は、災害ごみ仮置場分の処分に係る負担金であります。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長

○笹谷 学土木建設課長 それでは、議案書25ページ中段をお願いいたします。

8款土木費、1項1目2細目土木総務費で2億9,470万円の増額であります。

内容は、18-2下水道事業会計への補助金で、これは下水道施設の災害応急復旧により下水道事業会計の支出が増加したため、繰入金増額により対応するものであります。

次に、4項2目1細目住宅・建築物耐震改修等促進事業で560万円の増額であります。

内容は、18-2補助金で、これは地震により申請件数の増加が予想されることから、1つ目がブロック塀撤去費補助で300万円、道路に面した危険なブロック塀撤去補助で10万円の30件分。2つ目ががけ地災害防止事業費補助で260万円、制度が拡充される前でありましたので防災工事100万円の2件分、応急復旧工事30万円の2件分の計上であります。

次に、11款災害復旧費2項1目1細目公共

土木施設災害復旧事業費で2億172万3,000円の増額であります。

内容は、12委託料、工事設計等で8,671万3,000円、これは補助災害の査定や一般単独災害の申請に係る測量設計業務等であります。また、業務委託で121万円、これは消雪設備99か所の取水施設や散水施設に係る緊急点検業務であります。

次にその下、13使用料及び賃借料で200万円、これは損壊した道路の横断暗渠等の修繕に係る機械借上料であります。

次にその下、14工事請負費で1億1,180万円、これは町道の応急復旧工事や消雪施設の漏水修繕工事、さらに一般単独災害の復旧工事等の費用の計上であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） 横井長寿福祉課長〔横井正之長寿福祉課長登壇〕

○横井正之長寿福祉課長 それでは、26ページを御覧ください。

11款3項1目1細目民生施設災害復旧事業費で1,338万9,000円の増額をお願いするものであります。

ここでは、地震の影響による民生施設の修繕に係る工事費を計上しました。対象施設ですが、温浴施設では健康ハウス憩、ゆうゆう、介護施設ではデイサービスセンターひまわり、しあわせの里、高齢者施設では高齢者生きがいセンター、保健衛生施設ではすくすくであります。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長

○笹谷 学土木建設課長 それでは、議案書26ページ中段をお願いいたします。

5項1目1細目公共施設災害復旧事業費で2,660万円の計上であります。

内容は、10-7施設修繕料で2,359万円。これは、地震により損傷した町営住宅の修繕料。また、地震により住宅が全壊等をして住む場所がない方を対象に、当時、空いている

芹川住宅へ緊急入居していただくために芹川住宅を修繕するための費用の計上であります。

次にその下、11-3手数料で1万円。これは、芹川住宅緊急入居やコーポとりや緊急入居に係る給水装置開栓手数料の計上であります。

次にその下、12委託料で300万円。これは、損傷した町営住宅の修繕を補助災害での対応のための設計業務の計上であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に続き会議を開きます。

報告第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、報告第4号 専決処分の報告について（令和5年度中能登町水道事業会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、27ページから31ページとなります。

田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 それでは、27ページをお願いいたします。

報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度中能登町水道事業会計補正予算（専決第9号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

それでは、29ページをお願いいたします。

専決第9号 令和5年度中能登町水道事業会計の補正予算であります。

第1条、令和5年度中能登町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、予算書第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出の第1款第1項営業費用で3,600万円を増額し、5億296万3,000円とするもので、令和6年1月1日専決としたものであります。

それでは、31ページをお願いいたします。

支出の2目配水及び給水費に3,600万円の増額補正となります。

まず、修繕費2,300万円は、水道本管の応急復旧修繕費として計上したもので、応急復旧箇所数では45か所、復旧させていただいております。なお、この水道管の破損状況は、管の継ぎ手部が抜けたものが全体の9割を占めた状況でありました。

続いて、材料費で1,300万円を計上いたしました。今回の応急復旧に係る材料につきましては、町で調達し対応したものでございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。報告第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、報告第5号 専決処分の報告について（令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、32ページから36ページとなります。

田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 それでは、32ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告についてです。

地方自治法第180条第1項の規定に基づ

き、令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算（専決第10号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

それでは、34ページをお願いいたします。

専決第10号 令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算であります。

第1条、令和5年度中能登町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、予算書第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の第1款第2項営業外収益で補正予定額2億9,470万円を増額し、10億6,118万8,000円とするものです。

支出の第1款第1項営業費用で補正予定額2億9,470万円を増額し、12億6,346万7,000円とするものであります。

続いて、第3条、予算書第8条中の他会計からの補助金になります。5億5,909万8,000円を8億5,379万8,000円に改めるもので、令和6年1月1日専決としたものであります。

それでは、36ページをお願いいたします。

収入の事業収益、3目他会計補助金、一般会計からの補填財源として2億9,470万円を繰入れしたものであります。

次に、支出でございます。

1款事業費、1項営業費用、1目管きよ費であります。補正予定額は2億5,820万円の増額となります。

まず、燃料費で300万円です。これは応急配管と同時に汚水ポンプの設置が必要なため発電機等々の燃料費として必要額を計上したものであります。

続いて、修繕費3,080万円は、汚水管渠の応急復旧修繕費として必要額を計上したものであります。

一つ飛びまして、修繕材料費として440万円を計上しております。今回の応急復旧に係る材料は、町で調達し対応させていただいて

おります。

一つ戻っていただきまして、委託料では2億2,000万円は、下水道管路の現地調査費を計上させていただきました。

今回の被災を受けた箇所調査の内容につきましては、まず1次調査として下水道管の全路線259キロの調査を行っております。その結果、マンホール内に汚水の滞水が確認された15.9キロの箇所について2次調査に入ります。この2次調査については、下水道管の清掃を行いながら管の中にカメラを入れ調査を行います。その結果を基に、今後、災害査定に必要な資料の作成、それと災害査定設計書の作成業務に必要な必要額を計上させていただきました。

なお、この2次調査までは日本下水道協会が災害協定に基づきまして行っていただき、2月29日までで95%の箇所で調査が完了している状況でございます。

続いて、2目処理場費になります。補正予定額は3,650万円の増額となります。

まず、委託料の2,000万円を計上させていただきました。これは処理場5か所の緊急調査として1,100万円を計上しております。この業務につきましては、日本下水道事業団へ調査要請をさせていただいたものです。

また、その下の汚泥収集運搬処分業務900万円につきましては、これはメタン発酵施設の被災によりまして脱水汚泥の処分が必要となり、かほく市にありますゆうきの里への運搬、処分費3か月分を計上させていただきました。

次に、工事請負費1,650万円は、これは鹿島中部クリーンセンターの第2系列の水処理施設最終沈殿池の汚泥かき寄せ機の応急復旧工事費として必要額を計上させていただいたものでございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。報告第5号について質疑はありません

か。

澤 良一議員

○澤 良一議員 1点お尋ねします。

36ページで、委託料なんですけれども、2億2,000万ということなんですけど、こういう時期の緊急を要することなので通常とは違うと思うんですが、まず、これを委託する委託先ですよ。それをどんなふうにするのかということと、当然、見積りとかを取る余裕がないと思うんですが、2億2,000万を出すに当たって、向こうが、先方が、委託先を決めて、Aさんお願いしますと聞いて聞くのか。要するに入札がないと分からないんですよ。どんなふうにするのかと、その金額はどんなふうに出されるのか。そのことをちょっと確認したい。

○議長（笹川広美議員） 田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 ご質問にお答えをいたします。

委託先、設計、金額につきましては、設計金額は、これは国の基準がありまして、管路のメーター当たり、1キロ当たり幾らというものは積算の根拠がありますので、先ほど申した2次調査が終わった15.9キロの箇所では災害を受けた箇所については、積算をした後、発注するということになります。

ただ、今回、異例の事態でありまして、先ほども申したとおり日本下水道協会のほうから調査、2次調査までさせていただいておまして、今後、石川県内の被災状況にも応じますけれども、委託先については入札もしくは随意契約という方法で契約をしていくというようなことで進めていく予定としております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○澤 良一議員 そうすると、今後とおっしゃったので、これから決めるんですね。——分かりました。

○議長（笹川広美議員） ほかにあります

か。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、報告第6号 専決処分の報告について（令和5年度中能登町一般会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、37ページから47ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、37ページをお開きください。

報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度中能登町一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

次に、39ページをお開きください。

令和5年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億6,455万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億4,795万円とするもので、令和6年1月4日に専決をいたしました。

それでは次に、44ページをお開きください。

まず、歳入になります。

15款県支出金の災害復旧費県補助金、児童福祉施設等災害復旧費補助金900万円を増額するとともに、繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金1億7,355万円を財源調整のため減額いたしました。

次に、45ページをお願いいたします。

第2款総務費の防災対策費で、通信運搬費9万4,000円及び委託料で業務委託23万3,000円を増額するもので、ふるさと納税寄附の受領証明書などに要する費用となります。

次に、第3款民生費の災害救助費では、生活必需品の給与に要する消耗品費として425

万1,000円を増額するとともに、同じく通信運搬費54万6,000円を増額するものです。

次に、工事請負費では、応急修理に要する費用として5,245万円を増額するとともに、補助金では、緊急修理制度に要する補助金500万円を増額するものです。

次に、被災者応急救援費の燃料費300万円は、主に避難所として使用しておりますカルチャーセンター飛翔の暖房に要する燃料費になります。

次に、委託料で、支援物資管理等業務56万1,000円と、福祉避難所等開設業務347万1,000円につきましては、追加で必要となった額を増額するとともに、避難所健康管理業務72万6,000円につきましては、避難所における避難者の避難生活における健康管理と観察に要する費用として増額するものです。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長

○笹谷 学土木建設課長 それでは、議案書45ページ下段をお願いいたします。

8款土木費、1項1目2細目土木総務費で2億9,470万円の減額であります。

内容は、18-2下水道事業会計への補助金で、これは下水道施設の災害応急復旧費に対しまして、企業債を充当するために一般会計からの繰出金を減額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは次に、46ページをお開きください。

第9款消防費の防災対策費の食糧費248万9,000円を増額につきましては、震災により備蓄用の非常食と水が不足しておりますので、新たに購入し備蓄するものです。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 藤岡農林課長

〔藤岡桂一農林課長登壇〕

○藤岡桂一農林課長 それでは、議案書46ペ

ージ中段をお願いいたします。

11款1項1目1細目農業用施設災害復旧事業費で940万円を計上するものであります。

能登半島地震の応急対応、復旧費用として増額するもので、10節施設修繕料では、パルみおやの玄関タイル修繕で30万円、13節使用料及び賃借料では、崩土除去の機械借り上げとして100万円、14節工事請負費では、パイプライン補修等の応急復旧工事として800万円を増額計上するものであります。

続いて、2目1細目林道災害復旧事業費では100万円を計上するものであります。

これについても応急対応、復旧費用として増額するもので、13節使用料及び賃借料では、土砂や倒木処理の機械借り上げとして100万円を増額計上するものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 田畠健康保険課長
〔田畠洋子健康保険課長登壇〕

○田畠洋子健康保険課長 それでは、下段をお願いいたします。

11款3項1目1細目民生施設災害復旧事業費です。工事請負費で1,200万円の増額をお願いするものであります。

これは、地震により被害が生じた全ての町立保育園について、その被害に応じた修繕を行う費用であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 梅澤学校教育課長
〔梅澤 博学校教育課長登壇〕

○梅澤 博学校教育課長 47ページ上段をお願いいたします。

第11款災害復旧費の第4項文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧事業費の工事請負費965万円は、鳥屋小学校及び中能登中学校の空調室外機の修繕、鹿島小学校の雨漏り、漏水修繕、学校給食センターの敷地内の舗装修繕、旧久江小学校の棟瓦修繕に要する増額であります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 清酒生涯学習課長
〔清酒秀樹生涯学習課長登壇〕

○清酒秀樹生涯学習課長 続いて、4項2目
1細目社会教育施設災害復旧事業費で1,699
万2,000円を計上したものであります。

10-7施設修繕料の180万4,000円は、ラピ
ア鹿島のほか9施設で漏水や一部損壊があり
ましたので、その修繕に係る必要額を計上し
ております。

次に、12節委託料では、業務委託の24万
2,000円は、ふるさと創修館の地下タンク内
に雨水が入り込んだため、燃料の抜き取り及
び埋設配管の漏えい調査を実施するもので
す。

また、工事設計等の566万5,000円は、鳥屋
グラウンドのり面崩落に伴う復旧工事測量設
計費及びラピア鹿島立体トラス屋根支柱の一
部損壊に伴う復旧工事实施設設計費でありま
す。

次に、13節使用料及び賃借料の4万9,000
円は、古墳公園とりやに設置されているトイレ
棟の浄化槽が液状化現象による隆起で大破
したことにより仮設トイレを借り上げたもの
です。

次に、14節工事請負費の923万2,000円は、
先ほど委託料で申しあげましたラピア鹿島立
体トラス屋根の支柱の復旧工事費として752
万4,000円、また、ラピア鹿島空調設備の給
水ユニットが一部損壊したため復旧工事費と
して151万8,000円を計上しております。

そのほか、鹿島体育センターの支柱クラッ
ク調査工事とレクトピアパーク芝生広場陥没
の復旧工事費として、合わせて19万円を計上
したものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課
長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、47ペ
ージ下段になります。

第11款災害復旧費の5項その他公共施設・

公用施設災害復旧費、公共施設災害復旧費の
施設修繕料8万5,000円です。また、委託料
の業務委託36万円、工事請負費15万円は、み
おやの里や丹後邸の被害の調査や、文崎墓地
公園の被害箇所修繕に要する増額となりま
す。

次に、公共施設災害復旧費では、燃料費5
万円、施設修繕料として、防災行政無線の子
局修繕の必要があったものと、行政サービス
庁舎では点字ブロックの修繕の必要がありま
したので108万円。工事請負費で618万9,000
円を増額するもので、これは励志館跡地の安
全対策に要する工事費などによります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。
報告第6号について質疑はありませんか。

8番 林 真弥議員

○林 真弥議員 46ページの民生施設災害復
旧事業費というところで、保育園の被害の復
旧事業費ということでした。町立保育園、5
保育園ありますけれども、具体的にどのよう
な被害があったのか。ここの保育園はこうで
した、ここの保育園はこうでしたというのを
お聞かせください。

○議長（笹川広美議員） 田嶋健康保険課長
○田嶋洋子健康保険課長 林議員のご質問に
お答えいたします。

保育園ごとの被害箇所と費用についてご説
明させていただきます。

まず、たんぼ保育園ですが、遊戯室の天井
照明の破損、内壁のクラックで177万8,000
円。こすもす保育園では、建物周りのタイル
のクラック、玄関、遊戯室などの内壁クラッ
クで161万9,000円。あおば保育園では、遊戯
室の敷居や腰壁のずれ、建物内のタイルのク
ラック、アスファルト舗装のクラック、内壁
のクラック、あと灯油地下タンクの配管破損
で603万5,000円。つくし保育園では、内壁タ
イルクラック、外壁、内壁のクラックという

ことで136万円。また、さくら保育園では、玄関周りのタイル、建物周りのモルタルの破損、アスファルトの舗装のクラック、また屋内プールの天井破損ということで102万8,000円となっております。

以上になります。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○林 真弥議員 今ほど5保育園の被害額というんですかね、復旧に要した金額をお知らせいただいたんですが、あおば保育園が突出していますよね。これは何か理由として考えられることはあるのでしょうか。

○議長（笹川広美議員） 田嶋健康保険課長

○田嶋洋子健康保険課長 確かに、あおば保育園の被害が金額的にも大きかったというふうに認識しております。

課内で話し合ったのは、あおば保育園の建物の地形がほかの保育園と違って少し斜面にあるということが原因だったのかなというふうなことは、課内では話していました。

被害が大きかったので、専門の設計会社に応急危険度判定を行ってもらい、その際には問題はないということで、保育園のほうは再開をしたというふうになっております。

具体的ななぜ大きかったかという原因については、確かな原因については把握はしていませんが、考えられるのは、建っている地面がほかのところと少し違った傾斜のところだったのかなというふうに健康保険課としては考えております。

以上になります。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○林 真弥議員 今すぐ何が原因だったというのは、今すぐはちょっと難しいかもしれませんが、また子供たちの安全を守るという意味も含めて、今後、専門家も入れて、しっかり調査、検証していただきたいなど、そう思います。

答弁はいいです。専門家の方を交えて、しっかり調査、検証してください。

以上です。

○議長（笹川広美議員） ほかにございますか。

5番 澤 良一議員

○澤 良一議員 46ページの9款の消防費なんですけど、これは先日も会議でお尋ねしましたが、非常食、これは248万9,000円ということですが、お聞きしていますと備蓄に充てるということでございました。

あのときの説明では1,300人分のものでございましたが、その数というものが足りるのかどうかという質問もいたしましたけど、改めて備蓄の量、そのことについて精査をして備えなければならぬと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、お答えをいたします。

確かにおっしゃられたとおり精査は、当然ながらこれからは順次しながら、もう少し備蓄品を積み重ねていく必要はあると認識しております。

まず、今回購入を予定しているものにつきましては、1,300人分を予定しております。この1,300人といいますのは、今回の発災当初におきまして指定避難所に避難された方の人数が1,300人でしたので、まずはその1,300人の方が1食食べられる分を準備させていただこうということを考えております。

また、水につきましては4本、2日分ということで、1,300人分をまずは早急に買いそろえ、足りないものについては、また順次買いそろえていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○澤 良一議員 1,300人が避難者の数を根拠しているということは分かりました。

当然やられると思うんですが、こういうことはあってはならんことですが、これは多少多くても備えるべきものだと思いますので、例えば水が2日分ということでございますが、実際は1,300プラスアルファになる可能性がありますね。また来た場合。それと2日分で足りるのかどうかということもございますので、これはさらに精査をして、十分とはいかないんですが、本当に何かあったときに、水がない、食べるものがないということでは困るので、こういうものについては多めでもいいので取ったほうがいいと思います。よろしくお願ひいたします。

次の質問、いいですか。同じ災害のところです。

47ページ。ここで災害復旧費で、まず1番と2番で公共施設という言葉と公用施設ということで災害復旧費が分かれています。公共施設と公用施設はどんなふうに分かれるんですか。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 公用施設といいますのは、みおやの里とか丹後邸とかが主なもので、町民の方が主に公共の場所として使用されるようなそういった場所になります。公用施設につきましては、今回修繕させていただきましたのは防災行政無線の子局、そして行政サービス庁舎のほうの点字ブロックの修繕ということで、役場の施設としてのものを公用に使う施設を公用施設という形でまずは整理をさせていただきました。

そのほか、励志館跡地につきましては、跡地でしたので、そこについては公用施設として判断をさせていただいて、その安全対策工事のほうを実施させていただきましたので、町民が使うのか行政が主に使うのかということで分けさせていただきました。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○澤 良一議員 2番の公用施設の災害復旧費で、工事請負費618万9,000円のこれですが、安全対策ということでございました。具体的にどういった安全対策を見込んだものなんでしょうか。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 励志館跡地の修繕の費用が主なものであります。励志館の跡地の羽咋川のほうの擁壁ブロックがあったんですが、それが横に半分に分れてしまっていて、隣の民家のほうに崩れかかるようなそういった状況が見られました。そこで、これは早急に工事が必要だということで、工事のほうをすぐに業者を手配し、手前のほうの泥を全て取ってから擁壁をバックホー2台で押さえながら引きずり出して、ブロックを壊して民家のほうへの倒壊を防ぐというような、そういった工事を至急させていただき、民家のほうに被害を及ぼすことはありませんでした。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○澤 良一議員 今の励志館跡のところは、私も通るので見えているんですけども、まず最初にコンクリートのブロックと、それから土の壁みたいなものをつくりましたよね。それがまず最初にあって、それが今の説明だと、民家側というのは向かって左側ですよ。そっちへ行ったんですか。

私が覚えているのは、ブロックの塊、コンクリート塊があって、擁壁になるような盛土というかそういうものがあって、これは万が一のためにそういうものを盛っているんだなと思っていました。

今お話を聞くと、それが崩れたもので急遽移動したようなお話だったんですが、聞いてちょっと不思議に思ったのは、当然そういう工事をしてそういうものを置くということは、いろんなリスクを考えて工事をするわけ

ですから、起きたお話は、それは想定外なんですか。想定されることじゃないんですか。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 現在置いてあるのは工事後の姿です。応急工事後の姿です。本来は、勵志館は真っ平らな状態でありましたが、ああいったブロックとか残土とかはありませんでした。単に一面真っ平らな状態でした。

それが今回の地震を受けてブロックが割れましたので、急遽そのブロックを外し、壊して、仮にそちらのほうに置いた。そして土のほうについても掘削をし、崩れ去らないように掘削し、今も盛土にして、まずは一旦置かせていただいております。

いずれにしろ、あれはもう少し落ち着きましたら処分をさせていただきます。もうしばらくお待ちください。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○澤 良一議員 経過は分かりました。

ただ、そのことは最初置いたときに、そういうリスクも考えた工事をすべきですよ。幾分か。そうでないと、もし民家のところへ行っていたら大変なことですよ。だから緊急にこういう工事をされたと思うんですが、あの広い場所で、真ん中か分からないんですけども置かれた時点で、万が一のことがあれば困るなということで、何かのそういう対策を講じた工事をすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 まず、現在の姿は工事後の姿ですが、今後、事業者さんも非常に様々な対応に当たっていただいております。しっかりと日々経過観察をしながら、安全にはしっかりと対応していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○澤 良一議員 なぜ申しますかというところから出て、置く場所もまたこれから決めていくと思うんですが、そういう中で、万が一それが地震とは限らないですけども、いろんな天災が起きたときにそういうことがないように、十分リスクを考えた上で工事をしていただきたい。

こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（笹川広美議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、報告第7号 専決処分の報告について（令和5年度中能登町水道事業会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、48ページから52ページとなります。

田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 それでは、48ページお願いいたします。

報告第7号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度中能登町水道事業会計補正予算（専決第12号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

それでは、50ページをお願いいたします。

専決第12号 令和5年度中能登町水道事業会計の補正予算であります。

第1条、令和5年度中能登町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条、予算書第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款事業費、補正予定額を600万円増額し5億4,737万4,000円とするものです。

内訳になります。第1項営業費用で3,600万円の減額。続いて、第3項特別損失で4,200万円を増額するものです。令和6年1月4日専決としたものであります。

それでは、52ページをお願いいたします。

ここでの専決処分は、さきに報告いたしました報告第4号、令和6年1月専決分の科目修正及び追加補正を行ったものであります。

まず、1項営業費用、2目配水及び給水費から3項特別損失、2目災害復旧費へ科目修正を行ったものです。この災害応急復旧費用につきましては、今後の災害査定に盛り込み、補助対象枠に計上できることや、会計の仕分上の科目を明確にすることが必要となり、科目を変更させていただいたものであります。

それでは、まず2目配水及び給水費の修繕費及び材料費の合計で3,600万円を減額させていただき、3項特別損失、2目災害復旧費の工事費へ組替えをさせていただきました。

なお、災害復旧費の委託料600万円の増額につきましては、これは災害査定設計の業務委託として必要額を計上させていただいたものでございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。報告第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、報告第8号 専決処分の報告について（令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、53ページから59ページとなります。

田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 それでは、53ページをお願いいたします。

報告第8号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算（専決第13号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

それでは、55ページをお願いいたします。

専決第13号 令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算であります。

第1条、令和5年度中能登町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条、予算書第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入です。

第1款事業収益で補正予定額1億2,553万2,000円を増額し、15億1,860万1,000円とするものです。

その内訳でございます。

第2項営業外収益の補正予定額2億9,470万円を減額し、7億6,648万8,000円とするものです。

その下の第3項特別利益で補正予定額を4億2,023万2,000円増額し、4億2,023万3,000円とするものであります。

続いて、支出でございます。

第1款事業費で補正予定額1億2,553万2,000円を増額し、15億1,905万1,000円とするものであります。

第1項の営業費用で補正予定額2億9,470万円を減額し、9億6,876万7,000円とするものです。

続いて、第3項特別損失で補正予定額4億2,023万2,000円を増額し、4億2,023万3,000円とするものであります。

それでは、56ページをお願いいたします。

第3条、予算書第5条企業債の限度額を次のとおり改めるものであります。

まず、補正前の限度額は3億4,070万円であります。それに4億2,023万2,000円を増額し、補正後の限度額を7億6,093万2,000円とするものであります。

続いて、第4条です。予算書第8条中の他会計からの補助金となります。8億5,379万8,000円を5億5,909万8,000円に改めるもので、令和6年1月4日専決としたものであります。

それでは、58ページをお願いいたします。

ここでの専決処分も、先ほどの水道会計同様、令和6年1月1日専決したものの科目修正及び追加補正並びに企業債への充当を行ったものであります。

この災害応急復旧費用は、今後の災害査定に盛り込み、補助対象枠に計上できることや、会計の仕分上での科目を明確化することが必要となり、科目変更をさせていただいたものであります。

それでは、収入のほうです。

1款事業収益で1億2,553万2,000円の増額でございます。

これらにつきましては、3目の特別利益の科目修正となります。

その他の特別利益は、災害復旧に係る災害復旧債に4億2,023万2,000円を充当したものであります。

続いて、59ページをお願いいたします。

支出でございます。

まず、1目の管きよ費及び2目の処理場費で2億9,470万円を減額させていただき、3項特別損失、3目その他の特別損失へ組替えをしたものであります。

なお、下段の表の下から2行目になります。賃借料の770万円の計上につきましては、汚水ポンプや発電機の借り上げなどの費用を計上させていただきました。

また、その下の災害査定設計委託料として1億1,783万2,000円は、下水道管路15キロ分の業務に係る必要額を計上させていただいた

ものでございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。報告第8号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、報告第9号 専決処分の報告について（令和5年度中能登町一般会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、60ページから72ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、60ページをお開きください。

報告第9号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度中能登町一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

次に、62ページをお開きください。

令和5年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2,388万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億7,183万5,000円とするものです。

第2条、地方債の補正で、地方債の追加は第2表地方債補正によるもので、令和6年2月1日に専決をいたしました。

それでは、65ページをお開きください。

こちらにつきましては、第2表の地方債補正で、まず一般単独施設改修事業で630万円、単独災害復旧事業で1億2,450万円、災害対策債で5億7,210万円、税込不足を補います歳入欠かん債4,800万円を新たに追加発行するものです。

それでは次に、68ページをお開きください。

68ページからは歳入になります。

第14款の国庫支出金の8目の災害復旧費国庫補助金で、災害等廃棄物処理事業費補助金3億6,164万9,000円の増額。

第15款の県支出金の民生費県負担金では、災害救助費負担金7,710万円の増額。

そして、第18款の繰入金の基金繰入金では、財源調整のため財政調整基金から3,423万5,000円を繰入れするものです。

第21款町債は、先ほど説明をさせていただきましたので、ここでは省略をさせていただきます。

歳入は以上となりますが、引き続き、69ページをお開きください。

こちらからは歳出のほうになります。

第2款総務費の災害対策費で、能登半島地震による必要額を追加するもので、時間外勤務手当3,000万円、消耗品費230万円、委託料では、ふるさと納税寄附受領証明発行業務に279万円、被災者支援制度窓口業務に328万4,000円、負担金といたしまして、被災者生活再建支援システムに103万4,000円をそれぞれ増額するものです。

また、補助金といたしまして、能登半島地震により一時的に断水したことから、水道料金特別減免補助金2,010万5,000円、下水道料金特別減免補助金1,420万6,000円を新たに計上いたしました。

次に、第3款民生費の災害救助費では、賃貸型応急仮設住宅に係る手数料に209万円、使用料及び賃借料に910万円、負担金は、賃貸型応急仮設住宅退去修繕の負担金で440万

円、70ページ上段の補助金で緊急修理制度補助金500万円を増額するものです。

次に、被災者生活再建支援事業では、19の扶助費、被災者生活再建支援金に1億5,284万円を増額するものです。

次に、被災者応急救援費では、報償金で89万円、委託料の被災住宅相談会に24万5,000円、使用料及び賃借料に66万2,000円を増額するものです。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 田中生活環境課長
○田中 智生活環境課長 それでは、70ページをお願いいたします。

下段になります。

4款衛生費、2目2細目の災害廃棄物等処理事業で9億4,250万円の増額補正となります。ここでは、災害ごみ仮置場の2月以降分の運営費並びに今後予定されます公費解体に要する経費を専決処理したものでございます。

まず、11-3手数料の2,500万円は、災害ごみ仮置場に持ち込まれます家電4品目、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機のリサイクル手数料の必要額を計上させていただきました。

次に、委託料でございます。災害ごみ仮置場等設置事業で3億9,760万円の計上をさせていただきます。

まず、ラピア鹿島駐車場に設置しました仮置場の運営費として2億2,760万円を計上しております。また、公費解体の仮置場等に係る業務として1億7,000万円を計上させていただきます。

次に、各種仮置場交通誘導事業では、災害ごみ仮置場の周辺の県道、町道での交通誘導を行うもので、誘導員延べ420人分を追加し、専決をしております。

続いて、13節使用料及び賃借料で360万円でございます。これは、公費解体仮置場での仮設テントや仮設トイレ等の借り上げの経費

を計上させていただいております。

続いて、71ページをお願いいたします。

14節工事請負費で3億1,580万円につきましては、公費解体に係る経費で、内訳につきましては、仮置場の整地、敷き鉄板養生、それと仮設工事で4,580万円を計上しております。

また、公費解体に係る解体工事費で2億7,000万円の計上で、これは90棟分を見込み計上させていただいております。

続いて、18-1負担金で8,000万円を減額するものでございます。これは、災害廃棄物の処分につきましては12節の仮置場運營業務として含んで契約することといたしましたので、ここでは減額をさせていただくものでございます。

次に、22-1償還金でございます。2億7,000万円の計上でございます。これは、公費解体の自費解体費用の償還に係る経費を計上しております。90棟分を見込み計上させていただいております。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは続きまして、71ページの中段になります。

第9款消防費の工事請負費80万円の増額につきましては、行政サービス庁舎横の旧鹿西中学校の給食センターにつきまして、災害用物資の備蓄倉庫として緊急に再整備を行ったものであります。

続いて、下段になりますが、11款の災害復旧費の1項から、次の72ページの4項の1目までは、財源の組換えとなります。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 清酒生涯学習課長

○清酒秀樹生涯学習課長 それでは、72ページの4項2目1細目社会教育施設災害復旧事業費で2,811万6,000円を計上したものであります。

10-7施設修繕料の11万円は、鹿島体育センターの軒裏天井点検口4か所が損壊したため、修繕に係る必要額を計上しております。

次に、14節工事請負費の2,800万6,000円は、鳥屋グラウンドののり面崩落の応急復旧工事費として2,750万円を計上したほか、カルチャーセンター飛翔の地下タンク液面指示システムが地震の揺れで故障したため、機器の取替え費用として50万6,000円を計上しております。

なお、財源につきましては地方債を充ててございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 続いて、72ページの下段になりますが、公共施設災害復旧費で、10-7施設修繕料として168万1,000円を増額するもので、「道の駅」織姫の里なかのとなりの修繕を行ったものです。

また、その下の公用施設災害復旧事業費の14工事請負費の49万円につきましては、良川地内であり山田寺下にあります町有地の石積みの擁壁のブロックが危険な状態となりましたので、応急に大型の土のう袋といひますかトン袋を設置する工事を行ったものであります。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。報告第9号について質疑はありませんか。

○三浦克欣議員 70ページの災害ごみ仮置場等設置事業の約4億円についてお尋ねいたします。

盛んに災害ごみがラピアのほうに運ばれていて、1月が2月いっぱい延長になって、今日も3月に入ってもさらに続いていくということで、これからまた片づけごみから解体ごみに移っていくということなんです。前回の3号の専決処分では8,000万ぐらいだっ

たのが今4億、またどんどん想定される、もっとも必要なのか、どのぐらいを想定されておられるのか。

それから、片づけごみとかもさらに続いていくのかの辺りと、もう1点、昨日のニュースで、混ぜればごみ、分ければ資源ということで、どこかの行政、町で分けて、その資源がまた戻ってくる、そういうような取組をされているということなんですけれども、うちの町は他の市町に比べてきちんと整理されて分別されているというふうにお聞きしているので、そのあたりをどういうふうに取り組んでおられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（笹川広美議員） 田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 ご質問にお答えをいたします。

仮置場の運営につきましては、1月20日から現在、2月いっぱい、3月いっぱいということで延期、延期で進めてまいりました。この仮置場の運営につきましては、やはり、持ち込みの量によって処分量は変動します。最初の1月専決では8,000万円の見込みで、取りあえず12日間程度の費用を見させていただいております。その後、2月に入りまして、1日当たりの持ち込み台数、大体350台から400、多いときは450台というふうに徐々に伸びながら運営しております。

当然、分別されておる状況で受入れをしておりますので、10種目の廃棄物を持ち込んでいただいておりますけれども、それぞれに行き先も違いますし、処分料の単価も違いますので、今後この運営については、費用的には数字は読めないところはありますが、量によって今後変動しますので、2月1日専決で約4億程度を見込ませていただいている分の仮置場のほうは2億2,760万円ということで計上させていただいております。これについても、もし必要額が不足するようであれば、また補正対応というようなことでお願いしたいと思います。

それと、資源……。

○三浦克欣議員 分別されて、それが資源として戻ってくるというのをやっていて、お金というか。

○田中 智生活環境課長 費用ですか。

○三浦克欣議員 いや、処分したものが価値として、また戻ってくるというようなことをニュースで言っていて。例えば金属なら金属、資源として。

○田中 智生活環境課長 お答えいたします。

あくまでもこれは処分として出しておりますので、当然、処分費用もお金を払った有価で処分させていただいておりますので、跳ね返りというものは、ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○三浦克欣議員 ニュースでも見ましたけれども、例えば金属なら金属を価値としてまた戻ってくるというようなことをやっていて、聞いたので、ぜひ戻ってくるのであれば、最初に言いましたように、混ぜればごみで分ければ再資源となるということで、なかなかいい分別をされているということでしたので、次の災害があったときのごみの処理について、次のモデルになるような、そういう取組にさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） ほかに質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、報告第10号 専決処分の報告について（令和5年度中能登町水道事業会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、73ページから77ページとなります。

田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 それでは、73ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度中能登町水道事業会計補正予算（専決第15号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

それでは、75ページをお願いいたします。

専決第15号 令和5年度中能登町水道事業会計の補正予算であります。

第1条、令和5年度中能登町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、予算書第3条収益的収入の予定額を次のとおり補正するもので、収入の事業収益、第2項営業外収益で2,010万5,000円を増額するもので、令和6年2月1日専決としたものです。

それでは、77ページをお願いいたします。

収入の4目繰入金で、一般会計繰入金として2,010万5,000円につきましては、地震により水道被害に係る1月の水道料金について特別軽減措置を行ったもので、全世帯を対象に基本料金とメーター使用料の軽減、それと超過料金の軽減を行っており、その軽減分を一般会計から繰入れをしたものでございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。報告第10号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、報告第11号 専決処分の報告について（令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算）について説明を求めます。

議案書は、78ページから82ページとなります。

田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 それでは、78ページをお願いいたします。

報告第11号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算（専決第16号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

それでは、80ページをお願いいたします。

専決第16号 令和5年度中能登町下水道事業会計の補正予算であります。

第1条、令和5年度中能登町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、予算書第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入で、第1款第2項営業外収益で補正予定額1,420万6,000円を増額し、7億8,069万4,000円とするものです。

第3項特別利益で補正予定額900万円を増額し、4億2,923万3,000円とするものであります。

続いて、支出です。

第1款第3項特別損失で補正予定額900万円を増額し、4億2,923万3,000円とするもので、2月1日、専決をしたものでございます。

それでは、82ページをお願いいたします。

まず、収入の2項営業外収益、3目他会計補助金で1,420万6,000円につきましては、地震により水道被害に伴い1月の下水道料金について特別軽減措置を行ったもので、全世帯を対象に基本料金並びに超過料金について軽減しており、その軽減分を一般会計から繰入れをしたものでございます。

続いて、その下の3項3目の特別利益では、国庫補助金で300万円、他会計補助金で600万円の計上です。

それと、支出のほうでは3目でその他の特

別損失で900万円を計上させていただいております。

この事業につきましては、個人で設置しております浄化槽について、国3分の1、町3分の2で負担し、浄化槽の災害復旧に対する支援メニューが環境省のほうから示され、その事業として支援を行うものです。

なお、特別交付税措置率としては80%で、町実質持ち出しは13.3%となる事業で、個人が設置した浄化槽について事業を行うものがあります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。報告第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で報告第2号から報告第11号までの報告を終結します。

次に、議案第45号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、83ページから85ページとなります。

清酒生涯学習課長

○清酒秀樹生涯学習課長 それでは、議案書83ページをお願いいたします。

議案第45号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は84ページ、説明資料につきましては、タブレット06の3月定例会議議案書その2の提出議案説明資料2ページのほうをお願いいたします。説明資料にてご説明を申し上げます。

改正理由につきましては、金丸体育館及び鹿西武道館の2つの施設は、公共建築物の法定耐用年数を超え老朽化が著しいことから、中能登町公共施設等総合管理計画の個別整備

計画で施設廃止の方針を定め、利用団体に対して移転の協議を行ってきたところであり、このたび利用団体の移転の調整が完了したことによる閉鎖措置に伴い、中能登町体育施設条例の一部を改正するものであります。

改正の概要としましては、体育施設のうち金丸体育館及び鹿西武道館を削除するものであります。

施行期日は令和6年4月1日であります。

また、説明資料の3ページから5ページにかけては新旧対照表を添付してございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第45号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第46号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、86ページから88ページとなります。

横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長 それでは、議案書の86ページを御覧ください。

議案第46号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものであります。

議案書は87ページから88ページまでですが、説明資料の6ページで説明いたしますので、そちらを御覧ください。

まず改正の理由ですが、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者に係る令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、1つ目は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を定め

るもので、月額6,800円、年額8万1,600円とするものです。これは、現行と比較しまして月額で400円、年額で4,800円の増額となります。ただし、低所得者に対しては従来から保険料を軽減する措置があるため、影響額を抑えるように配慮されています。

2つ目ですけれども、所得段階を現行の9段階から13段階とするもので、これまで所得段階の最上位の第9段階を今回5つの区分に細分化して応分の負担をお願いするものであります。

この条例の施行予定年月日は、令和6年4月1日としております。

なお、説明資料の8ページから12ページまでは、今回新旧対照表をつけてあります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第46号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第47号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、89ページから91ページとなります。

笹谷土木建設課長

○笹谷 学土木建設課長 それでは、議案書89ページをお願いいたします。

議案第47号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

改め文は90ページから91ページになります。

それでは、提出議案説明資料で説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

初めに、1、改正理由であります、(1)

たきお住宅を新たに設置するため所要の改正を行うものと、(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、2、改正概要であります、(1)町営住宅の新たな設置で、現在、町営久江住宅及び芹川住宅の建て替えを旧滝尾小グラウンドで進めており、令和6年度秋頃に完成し入居が開始されますので、たきお住宅の名称と位置を条例に追加するものであります。

次に、(2)配偶者暴力防止等法の改正等に伴い、入居する資格条件の追加を行うもので、まず1つ目が、配偶者だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力により、一時保護や女性自立支援施設による保護が終了した日から5年未満の者を追加。2つ目が、裁判所がした命令の申立てを行った者（被害者）で、接近禁止命令を行った日から5年未満の者を追加。3つ目が、犯罪被害等を被った者及びその家族で従前の住居に居住困難となった者を追加するものであります。

次に、3、施行期日は、令和6年4月1日であります。

なお、新旧対照表は14ページから15ページになります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第47号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第48号 中能登町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、92ページから94ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、92ページをお開きください。

議案第48号 中能登町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

まず提出議案説明資料の16ページをお開きください。

まず改正理由として、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

なお、会計年度任用職員のうち勤勉手当の支給となる職員は、6か月以上の任期で1週間当たり15時間30分以上の勤務時間の職員が該当するものです。

2の改正概要につきましては、会計年度任用職員に支給するため、勤勉手当などの文言を加えるもので、3の施行期日は、令和6年4月1日とするものです。

17ページ以降は新旧対照表となります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第48号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第49号 中能登町水道事業給水条例及び中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、95ページ及び96ページとなります。

田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 それでは、95ページをお願いいたします。

議案第49号 中能登町水道事業給水条例及び中能登町水道事業布設工事監督者及び水道

技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

それでは、議案書は96ページ、説明資料では20ページとなりますので、20ページのほうで説明をさせていただきます。

改正の理由でございますが、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の概要でございます。

まず、(1)中能登町水道事業給水条例の第5条中並びに第40条第2項中の「厚生労働」を「国土交通」に改めるものです。

(2)の中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例では、第4条第6号中の「厚生労働」を「国土交通大臣及び環境」に改めるものでございます。

3の施行期日は、令和6年4月1日からとなります。

なお、次ページ以降は新旧対照表となっております。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第49号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第50号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、97ページから114ページとなります。

横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長 それでは、議案書の97ページを御覧ください。

議案第50号 中能登町指定地域密着型サー

ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものであります。

議案書は98ページから114ページまでですが、説明資料の23ページからで説明をいたしますので、そちらを御覧ください。

まず改正の理由ですけれども、3年に一度、介護報酬に係る改定が行われることに併せて、関係省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について、所要の改正が行われることによるものであります。

今回改正する条例は4つあります。1つ目ですけれども、中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。2つ目は、中能登町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。3つ目は、中能登町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。4つ目は、中能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例であります。

改正の概要ですけれども、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援及び指定居宅介護支援等の事業に関する基準について改めるものであります。

主な改正についてですけれども、まず全サービスに共通することでありまして、書面掲示規制の見直しがあります。現在、各事業所では、運営規程などの重要事項について掲示しなければならないと規定されていますけれども、書面掲示に加えましてインターネット上に掲載することを義務づけるものですが、これについては1年間の経過措置を設

けることとしております。

24ページを御覧ください。

管理者の兼務範囲の明確化です。本来、事業所の管理者は、その事業所ごとに専従常勤の従事者として勤務する必要がありますけれども、管理上支障がない場合には同一敷地内にあるほかの事業所の職務に従事することができるかと規定されていましたが、この同一敷地内における他の事業所等でなくても差し支えない旨を明確化するものであります。

次に、身体的拘束等の適正化の推進です。これは、多機能系サービスについては、身体的拘束等の適正化のための措置として、検討委員会の設置、指針の整備、定期的な研修の実施を義務づけるものですけれども、これについても1年間の経過措置を設けることとしております。

また、訪問系サービス、それから通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援については、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及びやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないと規定するものであります。

25ページを御覧ください。

中段のところ、居宅介護支援・介護予防支援についてですけれども、公正中立性の確保のための取組の見直しする規定。

それから、27ページ中段を御覧ください。認知症対応型共同生活介護などにおいて、協力医療機関との連携体制の構築をするための見直しの規定。

それから、28ページ中段をお願いいたします。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけなどが規定されております。

この条例の施行予定年月日は、令和6年4月1日としております。

説明資料の30ページから86ページまでは、今回の一部改正の新旧対照表であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第50号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第51号 令和5年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めます。

議案書は、115ページから128ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、115ページをお開きください。

議案第51号 令和5年度中能登町一般会計補正予算で、令和5年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,877万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億3,060万9,000円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものです。

第3条、債務負担行為の補正で、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正によるものです。

第4条、地方債の補正で、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものです。

それでは、120ページをお開きください。

120ページにつきましては、第2表繰越明許費の追加となります。

令和5年度事業を令和6年度に繰り越すも

ので、主なものといたしまして、4款衛生費の3行目の2項清掃費で、災害廃棄物処理事業で9億4,250万円、2行下の6款農林水産業費の農業費で、県営土地改良事業8,089万7,000円、8款土木費では、道路橋梁費で、社会資本整備総合交付金事業で3,538万3,000円、その下の地方創生道整備推進交付金事業で3,857万円、11款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業費で2,700万円など、合計で13億5,402万7,000円を令和6年度に繰り越すものです。

次に、122ページをお開きください。

第3表債務負担行為の限度額の補正で、まず行政事務包括業務委託では11億8,000万円を12億7,000万円に引き上げるもので、人件費においては、規約により最低賃金の改定に伴い引き上げるとともに、労働者の処遇を改善するため、特に学校支援員や保育園調理員の賃金を引き上げるものです。また、新たに小中学校支援員の増員や施設警備業務を追加する必要があったことから限度額を変更するものです。

次に、町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業の限度額15億2,130万円を15億4,826万1,000円に引き上げるものであり、原材料費の高騰や諸物価の高騰などにより限度額を変更するものです。

次に、123ページをお開きください。

第4表地方債の補正です。

限度額の総額を補正前の計で14億8,710万円から補正後の計で15億4,820万円に限度額を増額するものです。

事業費の見込みに基づき地方債を発行するもので、特に起債の目的のうち増額の大きなものとして、一番下の項目では過疎地域持続的発展特別事業を8,530万円から1億840万円に増額するものです。

次に、126ページからは歳入の補正になります。

まず、第10款地方交付税は1億7,272万7,000円増額するもので、追加配分により増額となったものです。

次に、12款の分担金及び負担金から第14款国庫支出金及び第15款県支出金につきましては、各事業の確定見込みなどにより所要の補正を行うものになります。

次に、127ページの中段になります。

第17款の寄附金では、一般寄附金として67万3,000円の増額、ふるさと応援寄附金では8,311万3,000円の増額です。ご寄附をいただきました皆様方のご厚意に、改めて厚くお礼を申し上げます。

次に、18款繰入金の基金繰入金では、財政調整基金繰入金2億5,226万1,000円を減額するものです。財政調整基金につきましては、各事業の精算見込みによる一般財源の減額及び地方債の充当による財源の組換えによるものです。

次に、第20款からは諸収入になりますが、雑入におきましては関係各課による各種事業の実績見込みによる調整額となります。

最後に、21款町債につきましては、先ほど第3表で説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

歳入の説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 続いて、同じく議案第51号 令和5年度中能登町一般会計補正予算についての歳出について説明を求めます。

議案書は、129ページから134ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、129ページからになりますが、歳出の説明になります。

最初に、2款総務費の一般管理費の積立金です。

ふるさと応援基金積立金として9,000万円を積み立てるものです。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画課長

〔岩田 正企画課長登壇〕

○岩田 正企画課長 続きまして、6目2細目企画総務費です。こちらのほうは100万円の財源内訳の組替えを行ったものであります。

次に、その下、9細目公共交通事業で300万6,000円の増額をお願いするものであります。内訳としましては、18節の2補助金、生活バス路線維持対策で、北鉄能登バス株式会社が運行しております一般生活路線バスの運行経費の損失赤字について、今回、羽七東線が913万6,000円、後山線は107万円に確定したことにより、合計1,020万6,000円を町が負担することとなります。このことから、今年度の当初予算額720万円に対し不足額の300万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、歳入の企画課雑入に計上しております宝くじ市町村交付金が513万4,000円に確定しましたので、当初予算額598万7,000円との差額85万3,000円を減額することに伴い、この公共交通事業に充当しておりますので、財源内訳の組替えとして一般財源が85万3,000円の増額となります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 宮川住民窓口課長

〔宮川清美会計管理者兼住民窓口課長登壇〕

○宮川清美会計管理者兼住民窓口課長 同じく、議案書129ページ中段をお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料246万4,000円の増額であります。

令和5年6月に関係法令が成立したことを受け、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記に対応するため、戸籍の附票に氏名等の振り仮名及び旧氏を記載するために必要となる戸籍附票システムの改修を行うものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） ここで、説明の途中ではありますが14時40分まで休憩をいたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に続き会議を開きます。

横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長 それでは、129ページの下端を御覧ください。

3款1項3目2細目老人福祉事務事業436万5,000円の増額をお願いするものであります。

これは、介護保険特別会計における介護サービス給付費の増加に伴い、介護保険特別会計への繰出金が増加したためであります。

次に、3細目在宅福祉対策事業127万7,000円の増額をお願いするものであります。

業務委託60万円ですけれども、これは外出支援サービス事業などが当初見込みから増額となったため不足する額を計上するものであります。

補助金の在宅支援型住宅リフォーム推進事業67万7,000円ですが、これは、金額の大きな案件が1件あったため不足する額を計上するものであります。

次に、7細目地域包括支援センター事業費102万5,000円の増額をお願いするものであります。

業務委託で102万5,000円ですが、これは、予防給付ケアプラン作成の実績が増加したため不足する額を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 田嶋健康保険課長

○田嶋洋子健康保険課長 それでは、130ページを御覧ください。

2項1目2細目児童福祉事務事業で30万円の増額をお願いするものであります。

これは、ふるさと応援寄附金のうち、子育て

てしやすいまちづくりを目的に寄附をいただいたものを子ども・子育て応援基金に積み立てるものであります。

続いて、2目2細目保育園運営費です。町立保育園の空調設備更新について、歳出額に変更はありませんが、地方債の増額により財源を変更するものであります。

続いて、4款1項1目2細目保健衛生事業で841万5,000円の減額です。これは、国民健康保険特別会計の事業の実績見込みにより27節繰出金を減額するものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 それでは、130ページ中段になります。

4款衛生費、2項1目1細目環境衛生事業費で279万円の増額補正をお願いするものです。

18-1負担金になります。七尾市へのごみ処理委託分で、これは修繕費、それと電気料高騰により増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画課長

○岩田 正企画課長 続きまして、130ページの下段を御覧ください。

5款1項1目1細目の労働費です。補正額はございませんが、歳入の企業版ふるさと納税の充当により50万円の財源内訳の組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 藤岡農林課長

○藤岡桂一農林課長 それでは、議案書131ページをお願いします。

6款1項2目1細目地域農政推進対策事業費では450万4,000円の増額補正になります。

これは、18節補助金で、1点目は、経営開始資金事業において新規就農者3名の下半期分の青年就農給付金事業費補助金として225万円、2点目は、機構集積協力金交付事業

で、中能登北部地区（新庄、在江地内）において事業費の確定により225万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、4目2細目日本型直接支払制度事業では、予算の増減はありませんが、財源の更正を行うものであります。

次に、7目3細目県営土地改良事業費では5,096万3,000円の増額補正になります。これは、国の補正で事業の追加割当てによる負担金の増額になります。

内訳で、18節負担金で県営ほ場整備事業で越路南部地区（徳前地内）で69万円の増、中能登北部地区（新庄、在江地内）で3,707万3,000円の増。次に、県営老朽ため池整備事業で、春木佛面下池で440万円の増、西馬場横手の池で880万円の増、合計で5,096万3,000円を増額するものであります。

次に、8細目団体営土地改良事業費では80万1,000円の増額補正になります。

12節委託料では、農村地域防災減災調査設計事業において、国の補正で事業の追加割当てにより良川地区の良川大池について事業計画を策定するもので370万1,000円の増。

14節工事請負費では、農業農村整備事業農地耕作条件改善事業で、中能登北部地区区画整理事業及び川田地区排水路整備事業で、それぞれ事業費の確定によるもので合計で390万円の減。

21節補償金では、電柱移設補償金として100万円の増額をするものであります。

次に、8目1細目地籍調査事業費では674万円の減額補正になります。

7節報償費で60万円の減、10節需用費で50万円の増、12節委託料で674万円の減、13節使用料で10万円の増、合計で674万円を減額するものであります。これは、地籍調査事業（末坂Ⅲ3、最勝講Ⅳ4）の事業費確定により減額するものであります。

次に、2細目社会資本整備円滑化地籍整備事業では、予算の増減はありませんが、財源

の更正を行うものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画課長

○岩田 正企画課長 続きまして、議案書132ページ上段を御覧ください。

7款1項1目3細目緊急経済対策費で544万5,000円の減額をお願いするものであります。

内容としましては、18節の2補助金、中能登町中小企業者等電気料金高騰対策助成金で、事業が完了し、80社からの申請に対し3,455万5,000円の交付が確定しましたので、予算額4,000万円との差額544万5,000円を減額するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長

○笹谷 学土木建設課長 それでは、132ページ中段をお願いいたします。

8款土木費、1項1目2細目の土木総務費で900万円の増額であります。

内容では、18-2補助金で、下水道事業会計への補助金を900万円の増額で下水道事業会計の収支均衡を図るものであります。

次に、4項1目3細目の空き家等適正管理推進事業で、増減はありませんが財源内訳の変更であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、132ページ下段になります。

第9款になりますが消防費の消防総務費では、負担金といたしまして消防本部運営費と消防署運営費を合わせた571万5,000円を業務委託しております七尾市に支出するものです。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 梅澤学校教育課長

○梅澤 博学校教育課長 それでは、133ページをお願いいたします。

第10款学校教育事務局費は66万6,000円を減額するものですが、内訳は、1節の会計年度任用職員報酬及び3節の期末手当の減額は決算見込みによるものであります。

その下の18節補助金について、通学費補助は中学校路線バスの乗車代金が予算不足となることから10万円を増額するものであります。

その下、旧学校施設管理費は、10節光熱水費について、8月に暑い日が続いて旧久江小学校の冷房を使用し、電気料金が高騰し予算不足が見込まれることから30万円を増額するものであります。

その下、小学校管理費は31万3,000円を増額するもので、内訳は、17節備品購入費について、鹿西小学校の図書購入に役立ててほしいとの寄附がありましたので47万円を増額するものであります。

その下、18節補助金について、理科教育設備整備事業の決算見込みにより15万7,000円を減額するものであります。

続きまして、その下、中学校管理費は321万7,000円を増額するもので、内訳は、12節、134ページになります。委託料の施設管理について、学校開放管理業務をシルバー人材センターに委託しており、その人件費及び事務費の引上げと社会体育施設の一部閉鎖に伴い管理業務の時間が多くなったことにより41万7,000円を増額するものであります。

134ページ上段です。

18節補助金について、北信越全国大会等は、吹奏楽部の日本管楽合奏コンテスト全国大会出場や駅伝の北信越及び全国大会出場により予算不足となることから280万円を増額するものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 清酒生涯学習課長

○清酒秀樹生涯学習課長 続きまして、134ページの中段の5項1目2細目体育施設維持管理事業で、補正額の増減はありませんが財

源内訳の組換えを行うものであり、これは鳥屋体育館からまなびや館を結ぶ高圧ケーブル取替工事の事業費確定見込みによるものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第52号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、135ページから141ページとなります。

○議長（笹川広美議員） 田嶋健康保険課長

○田嶋洋子健康保険課長 それでは、議案書135ページをお願いします。

議案第52号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明させていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億343万3,000円とするものでございます。

続いて、140ページをお願いします。

歳入になります。

1款1項2目普通徴収保険料100万円の増額になります。これは保険料の徴収見込によるものであります。

続いて、141ページを御覧ください。

歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で100万円の増額です。これは徴収した保険料を広域連合に納付するもので、保険料の徴収見込によるものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第53号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、142ページから149ページとなり

ます。

横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長 それでは、議案書の142ページを御覧ください。

議案第53号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,016万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億778万2,000円とするものであります。

続いて、147ページを御覧ください。

歳入です。

まず1款1項1目第1号被保険者保険料で448万8,000円の減額です。これは、現年度分の特別徴収保険料779万4,000円の減額、それから現年度分の普通徴収保険料362万4,000円を増額、それと滞納繰越分の普通徴収保険料31万8,000円の減額についてですけれども、徴収の実績を踏まえて、それから震災による減免も考慮した上で、それぞれ増額または減額するものであります。

以下、2款の国庫支出金から、次のページ、148ページの第6款繰入金までは、介護給付費の実績に応じまして、それぞれ増額、減額をするものであります。

続いて、149ページを御覧ください。

歳出です。

まず1款1項1目1細目一般管理費で、通信運搬費16万2,000円を増額をお願いするものであります。これは、介護保険の通知などの郵送料が不足するため所要額を計上するものであります。

続いて、2款1項1目1細目介護サービス及び支援サービス等諸費3,000万円の増額については、給付実績に基づきまして過不足する額を見込み、それぞれ所要額を計上するものであります。

続いて、3款の地域支援事業費については、補正額はありませんが、歳入予算の補正に伴いまして財源内訳の変更をそれぞれ行う

ものであります。

最後、一番下段ですけれども、第4款基金積立金、1項1目1細目介護給付費準備基金積立金で1,000円を増額をお願いするものであります。これは、基金には利子が発生しますけれども、それを積立てするために予算が不足するため所要額を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第54号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、150ページから156ページとなります。

田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長 それでは、150ページを御覧ください。

議案第54号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

歳入歳出の増減はなく、予算総額の変更はございません。

続いて、155ページ、歳入を御覧ください。

7款1項1目一般会計繰入金で841万7,000円の減額につきましては、各事業それぞれ増減はございますが事業の確定見込みによるものでございます。

次にその下、7款2項1目基金繰入金につきましては、財源調整のため国民健康保険財政調整基金から573万8,000円を増額を行うものであります。

次に、9款1項1目延滞金から、第3項1目第三者納付金、2目返納金につきましては、それぞれ事業費の確定見込みによるものであります。

続いて、156ページ、歳出をお願いしま

3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳の変更になります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第55号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、157ページから162ページとなります。

辻口情報推進課担当課長

〔辻口 要情報推進課担当課長登壇〕

○辻口 要情報推進課担当課長 それでは、議案書157ページをお願いいたします。

議案第55号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算になります。

ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出に増減はなく、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

次に、議案書162ページをお願いいたします。

歳入になります。

ケーブルテレビ事業の収入見込みにより歳入予算の組換えを行うものです。

まず1段目、1款分担金及び負担金の1目1節放送サービス加入金で26万円、2段目、同じく分担金及び負担金の工事負担金で13万5,000円をそれぞれ減額するものです。また、2段目の分担金及び負担金の3節通信事業負担金で24万4,000円を増額。3段目の使用料及び手数料で、1節の放送サービス利用料で15万1,000円をそれぞれ増額するものです。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第56号 令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、163ページから165ページとなります。

田中生活環境課長

○田中 智生活環境課長 それでは、163ページをお願いいたします。

議案第56号 令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算であります。

第1条、令和5年度中能登町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、予算書第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入で、第2項営業外収益で900万円を増額し7億7,548万8,000円とするものです。

支出では、第1項営業費用で900万円を増額し9億7,776万7,000円とするものです。

次に、第3条、他会計からの補助金となります。予算書第8条中の他会計からの補助金の額を900万円増額し5億6,809万8,000円に改めるものです。

それでは、165ページをお願いします。

収入で、他会計からの補助金900万円を一般会計から繰入れするものであります。

支出では、2目処理場費の委託料で900万円の補正となります。

この下水道施設維持管理につきましては、令和5年度から包括的民間委託を導入し、3年間の契約により実施しておりまして、その業務には燃料費や動力費、修繕費などが含まれて発注されております。

今回の増額補正は、物価の高騰により委託費の見直しを行ったもので、物価水準の変動が10%を超えて増減した場合は、相手方に対し請負代金の変更を請求することができる契約約款第23条で定められております。

今回請求のあったものは、電気使用料金で、高圧分では27%の増で920万円の増となりました。また、低圧分につきましては2%の減で20万円減となり、合計900万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第65号 事業契約の変更について（町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業）について説明を求めます。

議案書は、166ページとなります。

笹谷土木建設課長

○笹谷 学土木建設課長 それでは、議案書166ページをお願いいたします。

議案第65号 事業契約の変更について。

令和3年9月22日に議決された議案第24号（事業契約の締結について）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び中能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、1、契約の目的は、町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業であります。

次に、2、契約の金額は、変更前、これは当初契約金額ですが14億8,500万円、変更後、これは変更契約金額ですが15億4,826万1,000円、増額は6,326万1,000円であります。

次に、3、事業期間は、契約締結日から令和24年3月31日になります。

次に、4、契約の方法は、公募型プロポーザル方式による入札で当初契約を行っております。

次に、5、契約の相手方は、石川県鹿島郡中能登町井田ヲ部1番地1、中能登ライフプラン株式会社、代表取締役、太田殖之であります。

それでは、提出議案説明資料で説明をいたします。

87ページをお願いいたします。

初めに、1、事業場所であります、旧滝尾小学校跡地、町営久江住宅及び芹川住宅外であります。

次に、2、事業内容であります、老朽化及び未耐震である町営久江住宅と芹川住宅の建て替えを旧滝尾小学校跡地にて整備し、併せて既存する旧体育館及びランチルームの管理運営と余剰地の活用を進めるものであります。事業方式についてはPFIを採用し、民間のノウハウや資金力を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るものであります。また、当事業に併せて町が管理する9団地154戸の町営住宅について、指定管理者による管理運営を行うものであります。

次に、5、変更内容であります、まず1つ目、(1)令和3年9月に中能登ライフプランと事業契約をしました町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業について、契約時単価より物価の変動により事業費が高騰しました。よって、契約書第70条対価の支払い2項により請負金額を変更するものであります。変更金額は先ほど説明しましたが、6の変更契約金額、変更後が15億4,826万1,000円、増額は6,326万1,000円であります。

次に2つ目、(2)令和7年度より維持管理・運營業務のみとなることから、物価変動に対応するための指標の追加をします。これは、本事業の契約書では、物価変動率による調整は工事着手日に合わせてしか調整ができないこととなっております。しかしながら、昨今の社会情勢を鑑みますと、今後も物価変動率は生じてきますので、町と中能登ライフプランとで協議をした上で、令和7年度からの維持管理・運營業務にも物価変動に対応するための指標を追加するものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第65号について質疑はありません

か。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定（健康ハウス「憩」）について説明を求めます。

議案書は、167ページとなります。

横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長 それでは、議案書の167ページを御覧ください。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

次のとおり、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、健康ハウス「憩」であります。

指定管理者となる団体は、中能登町末坂2部37番地1、社会福祉法人中能登町社会福祉協議会、会長、杉本栄蔵であります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第66号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定（道の駅「織姫の里なかのと」）について説明を求めます。

議案書は、168ページとなります。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画課長

○岩田 正企画課長 議案書168ページを御覧ください。

議案第67号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、道の駅「織姫の里なかのと」です。

指定管理者となる団体は、七尾市矢田新町イ部6番地7にある能登わかば農業協同組合です。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第67号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で議案の説明及び質疑は終了します。

◎常任委員会付託

○議長（笹川広美議員） 日程第4 常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第45号から議案第67号につきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（笹川広美議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時21分 散会

令和6年3月13日（水曜日）

○出席議員（11名）

1番	三浦克欣	議員	8番	林真弥	議員
2番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
3番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
4番	池島和喜夫	議員	11番	甲部昭夫	議員
5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	田島洋子
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼総務課長	高名雅弘	農林課長	藤岡桂一
企画課長	岩田正	生活環境課長	田中智
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	学校教育課長	梅澤博
税務課長	土屋金蔵	生涯学習課長	清酒秀樹
長寿福祉課長	横井正之	情報推進課担当課長	辻口要

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 貴 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第2号）

令和6年3月13日 午後3時00分開議

- 日程第1 議案第45号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 中能登町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 中能登町水道事業給水条例及び中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 中能登町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第51号 令和5年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第52号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第53号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第54号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第55号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第56号 令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算
- 議案第57号 令和6年度中能登町一般会計予算
- 議案第58号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第59号 令和6年度中能登町介護保険特別会計予算
- 議案第60号 令和6年度中能登町国民健康保険特別会計予算

- 議案第61号 令和6年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第62号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第63号 令和6年度中能登町水道事業会計予算
- 議案第64号 令和6年度中能登町下水道事業会計予算
- 議案第65号 事業契約の変更について
(町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業)
- 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について
(健康ハウス「憩」)
- 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について
(道の駅「織姫の里なかのと」)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

(追加日程第1)

報告第12号 専決処分の報告について
(令和5年度中能登町一般会計補正予算)

議案第68号 中能登町災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について

議案第69号 令和5年度一般会計補正予算

(町長提出)

(質疑・討論・採決)

(追加日程第2)

発委第2号 能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書

(議会提出)

(質疑・討論・採決)

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は11名です。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（笹川広美議員） 日程第1
これより、本定例会議から付託をしておりました議案第45号から議案第67号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会 甲部昭夫委員長

〔総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告申し上げます。

今定例会議で付託されました案件は、議案5件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案5件についての質疑、意見などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案5件については、全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 次に、教育民生常

任委員会 古玉いづみ委員長

〔教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員） 教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案4件であり、説明を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定（健康ハウス「憩」）について、委員からは開館時間の延長について質疑があり、執行部からは、当面は現状どおり行うが、時間延長の環境が整うようであれば検討していきたいとの説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案4件については、全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（笹川広美議員） 次に、予算決算常任委員会 林 真弥委員長

〔予算決算常任委員会委員長（林 真弥議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（林 真弥議員） 予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告をいたします。

まず、今定例会議で付託されました補正予算に係る案件は、議案6件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

まず、議案第51号 令和5年度中能登町一般会計補正予算について、歳入、第17款寄附金のふるさと応援寄附金8,311万3,000円の増額について説明を求めたところ、返礼品なし

のふるさと応援寄附金が大きなもので、震災を受け、大きなご声援をいただいたものであるとの説明を受けました。

また、寄附金の中に義援金は含まれているのかという質疑があり、義援金は一般会計の口座ではなく別の口座を設けて受け入れており、後日、義援金の配分委員会を設置し、義援金をどのように配分するか決定していくとの説明を受けました。

次に、第7款商工費、緊急経済対策費の補助金544万5,000円の減額について説明を求めたところ、中小企業者等電気料金高騰対策等の助成金において、町内に事業所を有する中小企業者等を対象として400社を見込んでいたが、実際に申請があったのは80社からだったとの説明を受けました。

次に、第10款教育費、中学校管理費の北信越全国大会等補助金280万円の増額について説明を求めたところ、大会に出場する生徒及び引率者の宿泊費や交通費、大会参加費などが主なものであるとの説明を受けました。

また、応援の保護者や関係者に対する旅費等の助成について質疑があり、旅費等の助成は一切ないとのことでした。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託された補正予算に係る議案6件は全会一致で可決いたしました。

続いて、令和6年度当初予算に係る審議について、3月7日、8日の2日間にわたり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

まず、議案第57号 令和6年度中能登町一般会計予算、歳出、第2款総務費、地方創生推進交付金事業で、トレイルランニング大会の補助金の予算が計上されなかったことについて質疑があり、実行委員会と相談したもので、地震の影響により状況の把握ができていないことや運営においても定まってい

とから中止としたとの説明を受けました。また、地区のイベント等の実施においては、協議の上、補正により対応していきたいとの説明を受けました。

同じく、地方創生推進交付金事業、業務委託の新規事業、中能登町共創まちづくり推進事業の内容について説明を求めたところ、2026年4月開学予定のC o I Uの開校を機に、全国から学生が集い、多様な人材や価値観を共創しながら町の課題を共創で解決していく仕組みや下地を構築し、移住や関係人口の構築につなげるもので、5つの事業を柱として総額1,190万円を計上するものとの説明を受けました。

次に、第3款民生費、社会福祉事業のひきこもり支援ステーション事業の拠点について説明を求めたところ、地震の影響により、拠点については再度検討していくとの説明を受けました。

次に、第8款土木費、町営住宅建設費、業務委託(P F I)において、老朽化した久江住宅及び芹川住宅の取壊し工事を実施する予定であるとの説明であったが、震災後、避難者が緊急入居により芹川住宅を使用されているが、当初の計画どおり取壊しを実施するかと質疑があり、緊急入居の期間は12月末までとなっているが、その後の必要性については、入居者と話をし、さらに県と協議しながら検討していくとの説明を受けました。

次に、第9款消防費、防災対策費の自主防災組織リーダー育成事業において、防災士連絡協議会の活動について、地域の防災力向上を高める活動を期待するとの意見がありました。

次に、第10款教育費、学校教育事務局費、業務委託の学校I C T保守管理について説明を求めたところ、タブレットのサポートが終了するなど機器の更新費用であるとの説明を受けました。

また、G I G Aスクール構想の今後につい

ても質疑があり、令和6年度はクラウドの利用、令和7年度以降は教科書をタブレットに入れていくデジタル教科書の利用、校務DXの推進など、今後ますますICT事業が進んでいくこととなるため、今以上の回線スピードが求められることになるとの説明を受けました。

同じく、委託料、行政事務包括業務委託の不登校教育支援業務について、教室へ入りづらい児童の居場所づくりとして、3小学校に「ほっとルーム」を設置することであるが、学校以外の場所についての計画はあるかとの質疑があり、長寿福祉課と連携しながら学校以外に設置する方向で検討していくとのことでした。

次に、議案第62号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算、歳出、第1款ケーブルテレビ事業費、施設整備費の工事請負費で、風力発電事業に伴う電柱の支障移設に係る工事費について説明を求めたところ、多根ダム付近に建設予定の風力発電の機材を運搬するに当たり、電柱を移設する必要があり、その電柱に中能登町ケーブルテレビの光ケーブル線も敷設されていることから移設の工事費がかかるもので、この工事費については原因者となる事業者が負担するものであるとの説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託された当初予算に係る議案8件のうち、議案第57号 中能登町一般会計予算については賛成多数で可決、他の7件については全会一致で可決いたしました。

最後に、今回の当初予算全般について申し上げます。

令和6年能登半島地震により、これまでにない甚大な被害を受けました。家屋の倒壊や道路など多くの被害が出ており、今なお避難所で生活を余儀なくされている町民の方もおられます。

このような状況から、一日も早い復旧・復

興を図るため、当初予算においては経常経費を中心に編成され、新規事業などは必要最小限にとどめられております。

なお、災害関連の予算については、別途、予算措置が予定されておりますが、町民の生活再建などに向け、スピード感を持って対応するよう要望します。

町の財政状況は、この震災により、ますます厳しい状況が続くものと思われま。予算の執行においては、行政経営の効率化や事業の財源確保などの諸課題に取り組み、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、今後も持続可能なまちづくりの実現のため各事業を的確に遂行されることを望みます。

なお、今回報告しました結果は、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（笹川広美議員） 以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（笹川広美議員） これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方はご発言願います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

これで質疑を終結いたします。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員） これより、議案第45号から議案第67号について一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

5番 澤 良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） 私は、議案第57号 令和6年度中能登町一般会計予算に、以下の理由により反対の立場で討論いたします。

この緊急時に、町民にとって本当に必要な事業かそうでないかを再度精査し、至急予算の見直しを要求するものでございます。

1、まず初めに、令和6年度予算編成方針に、町長がこの緊急時にいかに全力で取り組むかという内容のメッセージがありません。また、さらには、復旧・復興に向けたビジョンが全く示されておりません。今後、この町をどのように持っていくのか、町民の暮らしを守り、どのように町民を導くのか、行政トップの思いや決意のない予算編成方針の下、令和6年度一般会計予算をこのまま素直に受け入れることはできません。

2、この当初予算は、震災対応を本当に優先しているかについて大いに疑問が残ります。他の市町の当初予算に比べても、対前年度対比でも当町の当初予算は増えることもなく、例年同様、同額でございます。令和4年度は102億3,600万円、令和5年度は102億300万円、そして令和6年度は102億6,300万円と、ほぼ同じです。この震災下であり、復旧・復興に向けた今年の当初予算が平常時とほぼ同じで102億円台で固定化されております。ちなみに、ほかの市町はといいますと、珠洲市は1.5倍、穴水町は1.2倍、志賀町は何と3倍となっております。

幾ら骨格予算といっても、当初予算のこのタイミングで吟味すべきです。安易に先延ばしをせず、しっかりと精査をし、堂々と当初予算に計上することが執行の責任です。どうせ後で町長の専決処分や補正予算に乗せればよいというような当初予算では、議会のチェック機能が抑えられ、無駄遣いや井勘定が横行し、今後の町政をさらに圧迫し、町の財政をさらに圧迫しかねません。決して町民のためになりません。

そして3番、具体的に最も看過できない予

算の一例を挙げます。地方創生推進交付金事業として計上された事業の中で、現状、実態のない大学の構想に端を発した関連事業に1,000万円を超す町民の血税が使われようとしております。このことは絶対に許されません。大切なことなので少し説明をいたします。

これらの事業は、昨年来問題となっておりますが、岐阜県高山市に2026年開校予定の（仮称）飛騨高山大学が推進する飛騨高山大学中能登町版共創まちづくり推進事業のことです。

もともとは民間企業の当町へのサテライトキャンパスの誘致計画でした。問題は、それがいつの間にか町が誘致しているかのように、まちづくり事業と称して我々の血税が使われることでございます。このことをほとんどの町民の方は知りません。

しかも、現時点でこの大学は文科省への申請すらできておりません。全く実態のない大学の構想で、その計画では2026年度に大学2年生がこの町へ来てまちづくりを手伝うという趣旨らしいです。そして、その下準備に血税が使われようとしているのです。こんなことが許されてよいのでしょうか。

今朝の報道によれば、志賀町では、被災した町民の生活再建を優先するために、志賀町が計画中のアーバンスポーツ施設の建設工事を中止し、計画を見直すとのことでございます。まさに町長が町民のことを思う、その気持ちの表れでございます。

実体のない大学構想に町が振り回され、お金と町職員の労力が投入されようとしております。この事業で、合計では1,190万円が予算計上されております。断じて認めることはできません。

以上の理由から、私は、議案第57号 令和6年度中能登町一般会計予算に反対をします。

良識ある議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

げ、私の反対討論といたします。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番 林 真弥議員

〔8番（林 真弥議員）登壇〕

○8番（林 真弥議員） それでは、賛成討論を申し上げます。

私は、今定例会議に提出されました議案第45号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について賛成するものであります。

この条例改正の趣旨並びにその内容は、中能登町公共施設等総合管理計画に基づく個別整備計画の下、法定耐用年数を超え、老朽化が著しい金丸体育館、これは昭和47年の建設であります。それと鹿西武道館、これは昭和50年建設であります。この両施設の閉鎖措置を行うとともに、施設廃止方針を定めたことにより、町の体育施設から両施設を削除するものとなっております。

公共施設の統廃合については、法定年数に達したもの、または重複しているものを順次、閉鎖、削減していく必要性は、人口減少や町の今後の財政状況と運営等を鑑みたとき、避けることができないということは十分に理解、認識しており、その理解と認識に従い、この条例改正に賛成することに何ら迷いはありません。

ただ、施設を利用される方々への心情的な配慮やその手法について、いささかの不満と不安があり、執行部への苦言と期待を込めた附帯的な意見を申し上げ、その点で再考を求めます。

公共施設の統廃合を行うことで、既存の利用者の利便性や自由度が一定程度失われることは致し方ないとしても、活動の縮小や福祉の縮小を最小限に食い止め、さらには特定の団体や個人や地域に偏った利用にならないよう、町民はもとより、利用者の皆さんが可能な限り平等性や町の熱意を感じられる施設の統廃合にすべきという私の持論とは、やはり

隔たりを感じています。

過去の施設の統廃合では、小中学校という大きな課題がありました。図書館の問題もありました。今後は3つの入浴施設の統廃合が議論の俎上に上がると思われませんが、今までの執行部の姿勢を見ていると、町長を筆頭に首をかしげる場面が多々ありました。本当に町全体を考え、町民ファーストを考えているのか。利用者の心の中まで入り込むことなく、ただ単にスペースだけを提供できればよいと考えているのではないかと。

繰り返しになりますが、この改正条例案の必要性は理解、認識しているものの、町全体を考える、地域性を考慮する、利用される団体や個人の特性を尊重する、人としての感情や心情をも視野に入れるなどなど、単に場所だけを提供すればよいではなく、心ある、心通う、熱意あるを前面に出し、利用者がそれを感じられるような公共施設の統廃合でありたい。

町の未来において公共施設の統廃合が必要不可欠であることは、さきに述べたとおりで、その自負もある中、町が進めるそのプロセスにはやはり不満と不安があり、その改善に一石を投じたいという強い思いと期待を込め、この議案第45号には、附帯的意見をつけた上でありますが賛成するものであります。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番 三浦克欣議員

〔1番（三浦克欣議員）登壇〕

○1番（三浦克欣議員） 私は、議案第62号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、ケーブルテレビ事業全体に関して反対するものではないということを前提とした上で、歳出のケーブルテレビ事業費の中の施設整備費の工事請負費の5,280万円に関し

て、引っかかる点がありました。

5,280万円のうち約2,700万円が支障移設工事費という項目で計上されておりました。これは、中能登町の武部地区の山に近い七尾市内の土地に、来年度建設予定の風力発電設備の機材——大きなプロペラという説明でしたが——を運搬するのに石動山と城山を結ぶ白石線の中能登町区間を通るらしいのですが、その道の幅を確保するため電柱を移設するための工事であるという説明がありました。工事費自体は町の負担はないということでした。

私は、まず風力発電について町は関与しないという話を聞いておりましたし、来年度建設される風力発電施設は七尾市地内であり、見守っていくしかないというふうに考えておりました。今回大きな疑問が沸き起こりました。

風力発電について、1番目、間接的であれ町が関与している。2番目として、建設が七尾地内であっても大きな建設物で、自然環境的にも景観的にも中能登町にも大きな影響があると予想できます。

私は、ここで風力発電自体の建設について賛否を問うものではありません。しかしながら、これまで町としてどのような形で町民の皆さんに説明、つまり情報を開示してきたかということが疑問として残っております。私もこのケーブル云々予算の説明で、初めてこの計画を知ることができました。

そのことを踏まえまして、まず1番目、予算を震災対応に集中させたいといろいろな予算が修正される中で、風力発電建設関係の予算は予定どおり進めるのかという疑問。

2番目として、これからまちづくりを進めていく上で、共創、共創というふうな話もありますが、今回の風力発電構想は、きちんと町民の皆さんに説明し、情報を伝え、そしてその有無について一緒に考えていくべき構想ではなかったのかというふうに考えます。

以上2点の理由で、間接的ではありますが、第62号議案 ケーブルテレビ特別会計予算について、反対の立場とさせていただきます。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 古玉いづみ議員

〔6番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6番（古玉いづみ議員） 私は、議案第62号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算に賛成の立場から討論させていただきます。

この事業ですが、電柱を移設する工事費が入っているということなのですが、この風力発電以外にも、この予算には職員の皆さんの給与費、そしてまた新たに移設される滝尾の町営たきお住宅の工事による光ケーブルの引込み、そういったような事業が入っていません。

そしてまた、今の風力発電ですが、これは風力発電の賛否を問う、そういったような事業ではありません。この風力発電の事業というのは民間で行われることであり、それによって北陸電力さんが電柱を移設する。これは確定していることです。町がどうこうできるものではありません。それに伴う工事として、その電柱についている光ケーブルを移設する。その費用なんです。

この工事を行わなければどうなると思いますか、皆さん。光ケーブルが届かない。そして告知端末から皆さんの家庭に情報が届かない。そのような家庭が出てきます。こういった町民にとって不利益になることは、決してあってはならないのです。

私たちがこの場で問うべきは、この事業の賛否ではなく、これによって町民一人でも不利益を被ることがないような、そういったような町政の運営をしていく。それが大事なのではないかと思います。

以上の観点から、私はこの事業に賛成とし

ます。

そして、皆さんの良識ある判断をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

2番 合田 宏議員

〔2番（合田 宏議員）登壇〕

○2番（合田 宏議員） 私も、議案第62号

令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算、施設整備費、工事請負費5,281万6,000円に反対する立場で討論いたします。

我々議会は、昨年12月に風力発電の勉強会を行い、今後も継続していく予定でしたが、何の説明もなくいきなり支障施設工事費が計上されたことに驚きました。

風力発電施設は、当町隣接の七尾市に建設されるものですが、以下の理由で反対とします。

1、公平性の欠如。工事請負費の中には、風力発電事業に伴う支障設備等工事費2,714万4,000円が含まれていることです。説明では事業者から歳入として町に入ってくるとのことでしたが、風力発電事業者は民間企業であり、営利活動を行っております。事業に必要な費用は事業者自身が負担するのが当然であり、町が一時的に費用を立替えることは他の事業との公平性を欠きます。

2番目、事業の妥当性への疑問。風力発電事業は、地域住民の生活環境に大きく影響を与える可能性があります。事業の妥当性について十分な議論が尽くされていない段階で、町が費用を一時立替えることは問題だと思えます。

3点目、情報公開の不足。事業の詳細な情報などが公開されていないため、事業の透明性を判断することができません。

4番目、財政負担の増加懸念。町が一時立て替えることは、町の財政負担を増加させる

ものです。風力発電事業者のことはあまり分からないのですが、例えば返済が滞った場合、町の負担するリスクが高くなると思えます。

以上のことから、反対の立場として発言いたします。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第45号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第46号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり

り可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第47号
中能登町営住宅条例の一部を改正する条例
について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第48号
中能登町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例及び中能登町企業職員の給
与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第49号

中能登町水道事業給水条例及び中能登町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第50号
中能登町指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例等の一部を改正する条例について採決しま
す。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第51号
令和5年度中能登町一般会計補正予算につ
いて採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、

議案第52号 令和5年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第53号 令和5年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第54号 令和5年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第55号 令和5年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第56号 令和5年度中能登町下水道事業会計補正予算

以上の議案5件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第52号から議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第57号 令和6年度中能登町一般会計予算について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、

議案第58号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第59号 令和6年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第60号 令和6年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第61号 令和6年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

以上の議案4件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第58号から議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第62号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 賛成、反対が同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決をいたします。

本案について、議長は、原案のとおり可決することに裁決します。

したがって、議案第62号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算は、可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、

議案第63号 令和6年度中能登町水道事業会計予算

議案第64号 令和6年度中能登町下水道事業会計予算

以上の議案2件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第63号及び議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第65号 事業契約の変更について（町営久江住宅及び芹川住宅建替、並びに町営住宅維持管理・運営等事業）について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、

議案第66号 公の施設の指定管理者の指定（健康ハウス「憩」）について

議案第67号 公の施設の指定管理者の指定（道の駅「織姫の里なかのと」）について
以上の議案2件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第66号及び議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（笹川広美議員） お諮りします。

ただいま宮下町長から、

報告第12号 専決処分の報告について

議案第68号 中能登町災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について

議案第69号 令和5年度中能登町一般会計補正予算

以上の報告1件、議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第12号、議案第68号及び議案第69号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時57分 休憩

午後3時57分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員） 追加日程第1 報告第12号、議案第68号及び議案第69号を一括して議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、報告第12号 令和5年度中能登町一般会計補正予算、専決処分につきましては、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震における賃貸型応急仮設住宅費に対する債務負担行為補正を行うもので、期間は令和5年度から8年度、限度額は6,900万円であり、2月19日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、議案第68号 中能登町災害派遣手当等の支給に関する条例の制定についてであります。

この条例は、令和6年能登半島地震からの復旧・復興のために、町外より中長期的に派遣される職員に対し支払われる災害派遣手当に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第69号 令和5年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億3,236万9,000円とするものであります。

補正予算の歳入では、第18款繰入金の財政調整基金繰入金で176万円を増額するものであります。

歳出では、第2款総務費の災害対策費で、中長期派遣職員の受入れに係る経費として176万円を増額するものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、ご説明申し上げましたが、議員各位にお

かれましては、慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（笹川広美議員） これより、報告第12号、議案第68号及び議案第69号について一括して質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りします。

議案第68号及び議案第69号については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号及び議案第69号は、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員） これより、議案第68号及び議案第69号について一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第68号 中能登町災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第69号 令和5年度中能登町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（笹川広美議員） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会 坂井幸雄委員長から、発委第2号 能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号を日程に追加し、直ちに

議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後4時03分 休憩

午後4時04分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員） 追加日程第2 発委第2号 能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書を議題とします。

発委第2号について、提出者の坂井幸雄議会運営委員長から趣旨説明を求めます。

12番 坂井幸雄議員

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員） ただいま議題となりました議会運営委員会発委第2号 能登半島地震の災害復旧・復興を求める意見書につきまして、提出者として説明を申し上げます。

本年1月1日に最大震度7を観測した能登半島地震は、県下全域に大きな被害をもたらし、とりわけ能登地域の被害は甚大であり200名以上の尊い命が失われました。中能登町でも半壊以上の住家がおよそ800棟に及び、全域で水道の断水が発生するなど大きな被害が出ました。

本町では、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、上水道をはじめインフラの早期復旧、被災者の生活再建に町独自の支援をするなど、最大の努力をしているところであります。

国においても、本災害の激甚災害への指定などにより、早期復旧を後押ししていただいているものの、今後も安心感を持って復旧・復興にしっかりと取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的支援が必要であり、よって、国におかれまして

は、こうした実情を踏まえ、被災地が一日も早く復旧・復興をなし遂げるために、特別交付税の別枠措置などこれまでの枠にとらわれない財政措置を講じられるよう強く要望するものであります。

議員各位におかれましても、提案の趣旨をご理解の上、何とぞご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（笹川広美議員） これより、発委第2号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員） これより、発委第2号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、発委第2号 能登半島地震の災害復旧・復興支援を求める意見書について採決を行います。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（笹川広美議員） 以上で、本定例会議に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年度中能登町議会3月定例会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 笹 川 広 美

署名議員 池 島 和喜夫

署名議員 澤 良 一